

令和8年6月定例会 まちづくり・魅力向上対策特別委員会（付託）

令和8年6月29日（月）

〔委員会の概要〕

出席委員

委員長	岡田	理絵
副委員長	元木	章生
委員	井村	保裕
委員	山西	国朗
委員	東条	恭子
委員	長池	文武
委員	井下	泰憲
委員	浪越	憲一
委員	岡	佑樹

委員外議員

議員	仁木	啓人
議員	立川	了大
議員	扶川	敦

議会事務局

政策調査課副課長	仁木ちあき
政策調査課係長	山田有希子
政策調査課主任	小笠亜都美

説明者職氏名

〔観光スポーツ文化部〕

部長	阿部	順次
交流拠点整備担当部長	伊澤	弘雄
観光地域づくり統括監兼副部長	出口	修
副部長	秋山	孝人
次長（連携担当）	大岡	士郎
観光スポーツ文化政策課長	森本	伸一
交流拠点戦略課長	松本	進一
交流拠点戦略課施設活用推進室長	小溝	良子
観光政策課長	原	裕二
観光政策課みなみ阿波観光振興担当課長	井内	泰
観光政策課にし阿波観光振興担当課長	中島	功志
観光政策課受入環境整備室長	尺長	賢
観光政策課にぎわい創出室長	大崎	理英

スポーツ振興課長	加藤 泰
スポーツ振興課スポーツ交流室長	松本 美和
スポーツ振興課ワールドマスタースゲームズ推進室長	吉田 達彦
文化振興課長	漆原 学
文化振興課文化資源活用室長	櫻木 大介

〔知事戦略局〕

局長	木野内 敦
プロジェクト統括監	福岡 克己
政策推進室長	高木 和久
調整室長	山本 雄史

〔生活環境部〕

交通・生活安全担当部長	吉成 浩二
交通政策課長	橋本 貴弘

〔県土整備部〕

部長	神原 聡
副部長	原田 直樹
次長（県土整備政策課長事務取扱）	脇谷 浩一
都市計画課長	桂野 孝
都市計画課まちづくり室長	多田 友和
営繕課プロジェクト室長	齋藤 実
港湾政策課長	村上 宗用

【報告事項】

- 韓国向けプロモーションについて（資料1）
 - パスポート取得支援キャンペーンについて（資料2）
 - 阿波おどり等の海外派遣について（資料3）
 - 「ワールドマスタースゲームズ2027関西」ゴルフ競技における会場の追加及び参加定員の拡大について（資料4－1、資料4－2）
 - 徳島県宿泊施設投資促進事業補助金を活用したホテル誘致の取組について
-

岡田理絵委員長

ただいまから、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を開会いたします。（10時32分）
直ちに議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

阿部観光スポーツ文化部長

それでは、この際、5点、御報告させていただきます。

資料1を御覧ください。韓国向けプロモーションについてでございます。

まず、1、事業の概要につきましては、韓国をはじめとする重点市場において、外国人宿泊者数の増加に向け、それぞれの国の市場に対応し、本県の認知度向上と誘客を図る戦略的プロモーションの一環として実施するものでございます。

次に、2、主なプロモーションでございます。（1）SNSプロモーションとして、本県へ招聘した韓国の学生等によるSNSでの情報発信体制を構築するとともに（2）戦略的FAMツアーの実施といたしまして、メディアや旅行社向けのFAMツアーを実施しております。

また、（3）ソウル国際観光展では、本年6月、来場者が4万人を超える韓国最大級の観光展に出展し、本県独自の魅力を発信するとともに、現地の旅行会社等と商談を行ったところであり、本県の魅力発信やブース運営が評価され最優秀賞を受賞いたしました。

続いて、3、韓国の大学との交流状況については御覧のとおりです。次ページにありますとおり、これまでに313名の韓国大学生と延べ464名の県内大学生に交流会に参加していただきました。

参加した学生たちの声といたしまして、韓国の学生からは韓国でまた会おうと約束する深い絆が生まれた、アンバサダーとして韓国へ魅力を広めたいとの声があり、また、徳島の学生からも、共通の話題で盛り上がり、かけがえのない友人ができた、互いの文化理解が深まり、今後は韓国で生の文化を体験したいといった声が寄せられており、双方にとって大変有意義な機会となっております。

また、こうしたプロモーションや大学との交流の4、成果として、大学校から、県内高校生のソウル文化体験プログラムへの招待や、秋にかけて3件の韓国からの修学旅行など、インバウンドや双方向交流の面で成果が現れてきたところです。

最後に、5、今後の主な予定といたしましては、引き続き各種FAMツアーや大学との交流イベントを実施するほか、成果として御説明しましたとおり、秋にかけて韓国の中高生の修学旅行の受入れを予定しております。

今後も、多角的な交流とプロモーションを連動させ、更なる誘客拡大に努めてまいります。

資料2を御覧ください。パスポート取得支援キャンペーンについてでございます。

この度、本県からの要望の結果、来る7月1日から、パスポート手数料が引き下げられることとなり、電子申請の場合、18歳以上の方は8,900円、18歳未満の方は4,400円へと引き下げられることとなりました。

これを好機と捉え、徳島阿波おどり空港を発着する韓国国際定期便の認知度向上とアウトバウンドの促進を目的として、パスポート取得支援キャンペーンを実施いたします。

対象者につきましては、令和8年7月1日以降にパスポートの発行を受け、キャンペーン実施期間中に、徳島－韓国路線の国際定期便を往復で利用、かつ、帰国後10日以内に利用アンケートに回答した方とし、18歳以上の方には6,900円分、18歳未満の方には4,400円分のカードを進呈いたします。

今後も、韓国国際定期便の維持・拡大、アウトバウンドの促進、若い世代の海外経験の機会の創出等に向けた施策に取り組んでまいります。

資料 3 を御覧ください。阿波おどり等の海外派遣について御報告させていただきます。

まず、ジャパンビレージフランス・パリ派遣でございます。去る 6 月 10 日から 6 月 13 日にかけて、阿波おどり振興協会、徳島県阿波踊り協会、並びに阿波人形浄瑠璃勝浦座から計 63 名を派遣いたしました。イベントの来場者数につきましては、4 日間で約 12,000 人となっております。

主な内容でございますが、大相撲パリ公演と連携し、阿波おどりの共演ステージを実施したほか、フランスの現地連とのステージ共演や技術指導、また、阿波おどりや阿波人形浄瑠璃の来場者参加型のワークショップを連日開催し、文化交流を図りました。

さらに、徳島県 P R ブースにおきまして、観光 P R やゆず・すだち加工品、木工・藍染製品等の販売を通じ、本県の魅力を発信いたしました。

今回のフランス・パリ派遣におきましては、大相撲との連携により、国内の全国放送や、現地の S N S などでも取り上げられ話題となるなど、本県の魅力発信につなげることができました。

次に、ニューヨーク阿波おどり指導者派遣でございます。去る、5 月 7 日から 5 月 10 日にかけて、阿波おどりの指導者を 8 名派遣いたしました。

主な内容でございますが、本場の阿波おどりにより、地元連であるニューヨーク連に対する技術指導を実施したほか、5 月 9 日に開催されたジャパンパレードへの出演や現地での交流を通じ、阿波おどりの魅力を発信いたしました。

資料 4 - 1 を御覧ください。「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」ゴルフ競技における会場の追加及び参加定員の拡大についてでございます。

令和 9 年 5 月に開催予定のワールドマスターズゲームズ 2027 関西のゴルフ競技につきまして、当初の参加定員 900 人を上回る申込みがあり、国外からの参加比率も約 7 割と非常に高いことから、旺盛な参加ニーズに応え、観光・宿泊等への経済波及効果につなげるため、四国カントリークラブ及びレオマ高原ゴルフ倶楽部の 2 会場を追加し、参加定員を 360 人増の 1,260 人まで拡大いたします。

また、去る 6 月 19 日には、大会ホームページや S N S で、会場の追加や参加定員の拡大に加え、追加募集開始についても情報発信し、周知しているところです。

今後とも、全ての競技において、参加者の獲得はもとより、交通・宿泊・観光などの受入態勢の構築や、おもてなしの充実に向け、開催準備を進めてまいります。

なお、資料 4 - 2 として、本県の開催概要を紹介するチラシを添付しておりますので、併せて御覧いただき、本大会の成功に向け、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、資料はございませんが、もう 1 点御報告申し上げます。徳島県宿泊施設投資促進事業補助金を活用した初の事業として、令和 7 年 3 月、有限会社白水園に対し 8,000 万円の補助交付決定を行いました。

同社が徳島市仲之町でホテル建設を進めてきたところ、この度、建設工事が完了し、来る 8 月 8 日にコージーコンフォーツホテルを開業するとの連絡がありましたので、御報告いたします。

県といたしましては、県内の宿泊キャパシティの拡大と地域経済の活性化に向けまして、引き続き、当該補助金を活用したホテル誘致の取組を進めてまいります。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田理絵委員長

以上で報告は終わりました。これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

山西国朗委員

私からは何点か質問いたしてまいりますが、まず万代中央ふ頭の展覧会に関する質問を何点かしたいと思います。

先週の県土整備委員会での議論を改めて振り返ってみますと、万代中央ふ頭における港湾利用施設は一般的に使える県有地の利用とは違い、利用についてはルールによっていろいろと制約があるということであります。

そこでまず港湾施設の利用について、特に今回、問題の元になっております倉庫に関する利用についてお伺いをしたいと思います。

港湾施設に民間が倉庫を設置する場合、どのような条件や手続が必要なのか、お示しいただきたいと思います。

村上港湾政策課長

ただいま、山西委員から、港湾施設の利用に当たっての条件、手続についての御質問がございました。

県有地でございます港湾用地に民間が倉庫を設置する場合については、港湾法に基づき、その用途は岸壁から荷上げした港湾貨物を保管する物流倉庫に限定されているところでございます。

このため、港湾運送事業法の許可や倉庫業法の登録を受けた港湾荷役業者や倉庫業者に限られており、条件を満たす業者は徳島県港湾施設管理条例第6条に基づき、港湾管理者の県から占用許可を得ることで倉庫を設置することが可能となっております。

山西国朗委員

倉庫は条件など、利用についてはかなり限定されているということでもありますけれども、そもそも、なぜ万代中央ふ頭において倉庫以外に利用できるように規制緩和を行ったのか、その経緯について確認させてください。

村上港湾政策課長

ただいま、山西委員から、万代中央ふ頭での規制緩和に至った経緯についての御質問がございました。

万代中央ふ頭はNPO法人をはじめとする民間主体のコミュニティと県とが連携し、県内では初めてインフラ整備を含めたまちづくりを進めてきた特別なエリアでございます。

具体的には、1999年を境に貨物の取扱いがなくなって以降、残された倉庫街のロケーションに着目した水際のまちづくりに取り組みたいとの考えの下、NPO法人が中心となって周辺地域の定期清掃、それからイベントを行うことにより、少しずつ倉庫街のイ

メージが改善され知名度が向上してまいりました。

県としては、長年にわたるこうした民間事業者の取組を後押しするべく、物流倉庫以外の目的で利用が可能となるよう倉庫所有者、倉庫利用者、県からなる万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会を発足させ、まずは規制緩和の実証実験から着手いたしました。

その後、万代中央ふ頭が目指すまちづくりの実現に向けて、にぎわいづくり構想や規制緩和の運用指針を策定した上で、同構想に基づくまちづくりを進める事業者に限定して倉庫以外の目的を認める規制緩和を行い、民間事業者と連携し、まちづくりを進めてきたものであります。

山西国朗委員

NPO法人の皆様をはじめ倉庫所有者や民間事業者の皆様の長年の御努力によって物流倉庫からにぎわいへの転換が進み、万代中央ふ頭に店舗を出したり、イベントを開催したりしてきていると思っています。

条件などが限定されている倉庫を規制緩和という形で倉庫以外へ利用するに当たっては、何でもOKというのではなくて当然ながら一定のルールも必要かと思います。

現状、新たに民間倉庫を店舗の出店などで利用する場合、どのようなルールがあるのか具体的にお示してください。

村上港湾政策課長

ただいま、倉庫以外の目的で利用する場合のルールについての御質問がございました。

万代中央ふ頭において倉庫以外の目的で利用する場合というのは、まず倉庫利用者が万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会へ事業概要を報告し、規制緩和の運用指針に基づき、その内容がにぎわいづくり構想に合致しているかどうかの審査を受けることになります。

その上で運用指針に規定されている協議会に参加し、活動に協力することや新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示、要請に従うことをはじめとする4項目の条件に同意する必要があります。

最終的に倉庫所有者、倉庫利用者、県の3者で覚書を締結した場合に限り、倉庫以外の目的での利用を特別に認めているものでございます。

なお、今回のようなイベントの開催目的で倉庫を第三者に使用させる場合については、覚書に基づき報告を求めることとなっております。

山西国朗委員

この度の反省点を踏まえまして、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の皆様方と共に今回の経緯の検証、そして今後のルール作りについて早急に着手すべきと思いますが、いかがですか。

村上港湾政策課長

ただいま、山西委員から、ルール作りに早急に着手すべきとの御質問がございました。

万代中央ふ頭はこれまで官民一体となってまちづくりを進めてきた経緯がございまして、現在これまでに倉庫22棟のうち16棟の規制緩和を行うとともに、昨年度からは岸壁の緑地

化に着手するなど、更なるにぎわいの創出に取り組んできたところでございます。

こうした中、この度の覚書に基づく要請を行ったという事案を一つの契機と捉えまして、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会をはじめ関係者の皆様の声をしっかりと聞き、来月7月中旬には経緯の検証や倉庫利用に当たっての手順や手続など、万代中央ふ頭の目指すまちづくりの実現に向けて、きめ細やかなルール作りの検討に着手してまいりたいと考えております。

今後とも、これまで以上に県民の皆様に愛され、未来につながるにぎわい交流拠点として、更なる発展を遂げられますようしっかりと取り組んでまいります。

山西国朗委員

来月の中旬に検証の会議を開くという明確な御答弁を頂いたところであります。

万代中央ふ頭はかつての倉庫街から想像もつかないぐらいにぎわいづくりが創出され、リノベーションによるまちづくりの成功事例の一つだと思います。

このエリアの周辺にはスーパーや大手外食などが隣立し、更に今後、万代橋やウォーカブルなまちづくりなどの取組が進むことで、一層、万代中央ふ頭の価値が高まるものと期待をしています。

ただいま御答弁いただきましたけれども、今回の経緯の検証ルール作りについて、是非活躍されている現場の皆様方の御意見を十分に聞いて一緒に作り上げていくことで、更なるにぎわいの創出を目指して取り組んでいただくように要望をしておきたいと思います。

次に韓国大学生の招へいの事業についてお尋ねをいたします。韓国大学生の招へいについてですが、まずはこの事業の概要についてお示しください。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、韓国大学生の招誘の概要について御質問を頂きました。

県の今年度事業でございます「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業を活用し、県からの補助事業としまして県観光協会が韓国大学生の招誘を実施しております。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業については、外国人宿泊数の更なる増加を図ることを目的とし、国際定期便が就航する韓国をはじめ香港、台湾などの重点市場における各市場に応じたプロモーション施策を展開することとしております。

山西国朗委員

この韓国大学生の招へいの事業ですが、この予算の原資はどうなっているのか、例えば県の一般会計から幾ら、あるいはもし国からお金を頂いているのであれば国が幾ら、そういった具体的な原資をお示しいただきたいと思います。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、韓国大学生の招誘に関する予算の件について御質問を頂きました。

韓国大学生の招誘につきましては、先ほど申しましたように「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の一環としてさせていただいておりまして、その中で韓国の大学生

の招へいプログラムの支援ということで1億1,000万円、補助金を出しておりますが、その原資につきましては国庫が9,500万円、一般財源が1,500万円、計1億1,000万円となっております。

山西国朗委員

国の予算で9,500万円、県の一般財源で1,500万円ということであります。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業を2月の定例会で審議した際に、韓国大学生の招へいについての説明がなかったと思いますが、その招へいに至る経過についてお示しください。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、韓国大学生の招誘に関する経緯について御質問を頂きました。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業につきましては、外国人宿泊者数の更なる増加を図ることを目的とし、事業概要として国際定期便が就航する韓国をはじめ香港、台湾などの重点市場における各市場に応じたプロモーション施策を展開することとしております。具体的な取組例としてインフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信をお示しさせていただいたところでございます。

韓国向けプロモーションにつきましては、県からの補助事業として新年度の早期開始に向け韓国の観光事情に精通した県観光協会と詳細な事業内容を詰めてきたところでございます。

具体的には、検討の経緯として韓国では現在、日本語の学習者数が増加傾向で、既に55万人を超えており、インバウンド市場においても訪日意欲が高まっており、昨年の訪日外国人客数は約946万人で、日本で1位となっているところでございます。

そのほか日本語を学ぶ大学生による情報発信は、こうしたターゲット層への高い訴求力があり、インフルエンサーの役割が期待できる韓国と県内の大学生が交流し、つながりを深めることで、継続的で活発な相互の人流が見込まれるなどの理由により、県としても観光市場に応じたプロモーション施策としての効果が期待できることから、県観光協会が日本語を学ぶ韓国の大学生や日本に興味を持つ韓国大学生の招へいを実施することといたしました。

このプロモーションでは、韓国の大学生の皆さんを徳島グローバルアンバサダーとして県が委嘱し、体験していただいた阿波おどり会館や大塚国際美術館などの観光情報を、SNSなどで本県の魅力について発信していただいております。

山西国朗委員

今回の韓国大学生招へいの事業の経緯とか考え方というのは理解できなくもないですけども、予算審議を経て議決後に具体的にこういう事業をやるということが決まった時に、適宜適切に様々な場面を通じて説明責任を果たしていくというのが重要なことだと思っています。

今回こうした形で十分に説明がなされてこなかったと私も思いますし、そこは重く受け止めなければならないと思います。

質問を続けていきますが、そもそも大学生がインフルエンサーとしての役割を果たせるのかどうかという声があります。そのあたり、もう少し詳細な目的、あるいは意図をお示しください。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、韓国の大学生がインフルエンサーとしての役割を果たせるかどうかとの御質問を頂きました。

日本語を学ぶ韓国大学生や日本に興味を持つ韓国大学生の招へいは、韓国の若者を通じた観光需要に応じたプロモーション施策と考えております。

日本語や日本文化が理解できる韓国の大学生を招へいすることによって、若者目線で徳島の観光地をはじめ自然や文化、食をリアルタイムで発信し徳島の魅力を届けるとともに、韓国大学生と県内大学生との交流会を実施することで大学生同士の交流の輪を広げ、一過性の観光客として終わらせるのではなく、将来にわたる継続的で活発な相互の人流と韓国での本県の継続的な魅力発信につなげることを目的としております。

これは観光ビジネスとともに旅の三大目的とされ、近年重視されております友人や親族を訪問する旅行、VFRにつながるものであり、季節性や景気に左右されにくい誘客施策としても期待できるものでございます。

加えまして、旅行中に大学生たちが紡いだ徳島との絆や感動が、彼ら自身の等身大の言葉でSNSを通じて発信されることで、それを見た韓国の多くの若者やその家族の中に信頼できる友人が薦める特別な場所として本県との新たな関係性が芽生えることによりまして、今後の徳島県への更なる誘客にも期待できると考えております。

山西国朗委員

招へいた大学生が実際にどのように情報を発信しているのか、具体的にここが非常に見えにくい。これをしっかりと県民の皆様方に分かりやすい形でお示ししないと、なかなか御理解いただけないものと思います。

ですから、その効果を分かる範囲でお示ししていただきたいと思いますし、事業効果を検証することも大変重要でありますので、明確な目標設定も必要だと思います。このあたりをどのように考えていますか。

原観光政策課長

山西委員から、韓国大学生の招へいに伴う明確な目標、情報発信について御質問を頂きました。

参加していただいた大学生には原則SNSの投稿をすることとしまして、Instagram投稿1件以上に加えて、その他SNS、例えばTikTok、YouTube、NAVERBlog、Xなど1件以上とし、投稿内容には徳島県の観光地、文化、食、地域交流等を含めること、また可能な範囲で徳島県観光協会運営のInstagram「DokiDokiTOKUSHIMA」とのコラボ投稿、または導線効果があるタグ付け投稿を行うこととしておりまして、Instagram「DokiDokiTOKUSHIMA」におきましては学生を含むインフルエンサーの投稿によりまして、直近の1か月間で約335万ビューとなっており、また本アカウントと相互フォローしている129件

のアカウントのフォロワー数は延べ1,000万人を超えておりまして、更なる本県の魅力発信につながっていると考えているところでございます。

山西国朗委員

今回の事業が、これまでの通常のプロモーションではない新たな要素を多分に含んでいるとは思いますが、このような視点の発想が、そもそもどこから生まれてきたのか、この事業に至った経過も含めて伺いたいと思います。

大岡観光スポーツ文化部次長（連携担当）

今回のこのような事業の視点を変えた発想がどこから生まれたのかという御質問でございます。

今年3月1日に就任した県観光協会の副理事長からの提案に、観光協会や県として賛同する形で実施されることになったところです。

現副理事長は就任前の令和7年4月に県から観光誘客アドバイザーを委嘱し、直行便を活用した本県の観光誘客戦略に御支援を頂いておりました。

副理事長就任後も持ち前の高い企画力、実行力、リーダーシップにより、本県のインバウンド戦略を新たな次元に押し上げていただいたと認識をしております。

今回の学生招待につきましても、本県の観光地訪問とSNSによる情報発信による観光プロモーションを基軸としながらも、将来のリピーターとなる徳島ファンの育成、両国の大学間交流の促進、あるいは韓国市場における本県の認知度拡大といったことを一つの事業で実現することを目的とした戦略でございます。

限られた予算の中で広告宣伝だけでは得られない人と人とのつながりや継続的な発信を生み出すことを、この事業の本質的な目的としているところでございます。

今後もこの新たな発想に基づき、交流人口である旅行者を増やすことを前提といたしまして、関係人口づくりに取り組みながら本県のインバウンド誘客を推進してまいります。

山西国朗委員

一連の経過についても御説明いただきました。

事業の趣旨とか内容が理解できなくはないですが、こうした新しい施策については、より丁寧な説明が求められると思うのです。

そしてしっかりと説明責任を果たして理解をしていただくということが、この事業を更に良いものにしていくものと思います。

そういう意味では、今回のこの事業に対して説明が不十分という声、説明が遅いという声、これについては部としても真摯に受け止めなければならないし、しっかりその点は反省をしないといけないと思います。そのあたり、部長の受止めを伺いたいと思います。

阿部観光スポーツ文化部長

ただいま、本事業の説明につきまして、議会への真摯な対応ということで御質問を頂きました。

予算の経過につきましては、先ほど来、答弁のとおり説明をさせていただきましたとこ

ろでございます。

委員御指摘のとおり、今回の大学生招へいは県予算を活用したインバウンド事業として新たな戦略に基づくプロモーションということでございまして、県観光協会との打ち合わせの中でインフルエンサーの活用 of 予算の下で行っている新たな事業でございます。

県観光協会といたしましても、先ほど説明がございましたが、副理事長をトップとしてこれまで多くの功績を作っていただいているところでございまして、こうしたインバウンドの取組だけでなく国内誘客への応用も今後しっかりと取り組んでいかなければいけない。

また、本県はインバウンドでは後発県でございますので、我々県職員にも、関係団体にも、そうした営業ノウハウ、いろんなノウハウというのが蓄積をされていないところでの専門人材を活用した韓国向けの、韓国の市場に応じたプロモーションで、本県インバウンドも本県への経済効果を地域の隅々まで行きわたらせる主要な産業の一つであると観光スポーツ文化庁としては認識をしているところでございます。今後も各国の市場に合わせて様々に工夫を凝らしたインバウンド施策につきまして、県観光協会と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

その上で、そうした狙いでありますとか事業の概要につきまして、議会、それから県民の皆様に対して、しっかり丁寧な説明を行いまして、今後も県としての説明を尽くしてまいりたいと考えております。

山西国朗委員

大学生の招へいについては一旦終わりたいと思いますが、一方で今、地元紙で報道されておりますが県観光協会についてお尋ねをいたします。

県観光協会の業務委託についてはいろいろと疑念の声があります。今回、この副理事長について報酬から委託に切り替わったという報道があります。まずこの経緯について確認しておきます。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、県観光協会の副理事長への報酬から委託に切り替わった経緯について御質問を頂きました。

徳島県観光協会の副理事長の報酬は、今年の3月に就任していただいたのですが、3月の就任当初には週3回程度の勤務で韓国向けプロモーションを中心に協会全体の経営責任に対する対価を想定して設定されておりましたが、実際には副理事長就任以来、韓国向けプロモーションのトップとして連日出勤し業務に当たっている状況でもございます。

また経営する会社のスタッフも業務に携わっていることから、より実態に近い形での業務委託が適切であると県観光協会が判断し、今年の6月から変わったところでございます。

山西国朗委員

今回の一連の協会内でのお金の流れがどのようになっているのか、あるいは委託金額が幾らなのか、そういった全体の話を確認させてください。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、県観光協会副理事長の報酬、また委託の金額等について御質問を頂きました。

まず副理事長の報酬は、就任された3月から5月までは一般財団法人徳島県観光協会代表理事及び業務執行理事の報酬等に関する規定に基づきまして、年額660万円として月ごとに支給していたと聞いております。6月からは報酬をゼロとして副理事長の会社への業務委託となっております。

業務委託の件ですけれども、副理事長の経営する会社への委託でございまして、消費税を含めまして年額1,650万円と聞いております。

積算根拠につきましては、高い専門知識や高度なスキル、豊富な経験を有するプロ人材の報酬を参考に県観光協会で決定したものでございます。

山西国朗委員

いろいろと説明いただいたところですが、今回の観光協会の手続には疑念が残ると思います。

理事会での手続に問題があったのではないか、金の流れが不透明ではなかったのかとか、利益相反ではないのかといった様々な声があると思います。

県としては観光協会の一連の手続について、しっかり検証するべきだと私は思います。いかがですか。

原観光政策課長

ただいま、山西委員から、県観光協会の副理事長の就任手続、報酬や委託の手続等に関しまして御質問を頂きました。

県としましても、県観光協会に対しましてヒアリングなど検証を行いたいと思っております。

その内容に応じまして県観光協会が適切な対応を取るよう助言指導してまいります。

山西国朗委員

検証を行うという答弁でありますので、まずは観光協会内の今回の一連の手続について、十分検証していただきたいと思います。

先ほど来、申し上げておりますが、観光施策では新しい施策も多いわけですから、より丁寧に、より誠実に、より謙虚に説明責任を果たさなければならない、そういう事業だと私は思います。

しっかりと理解を得られるような説明責任を果たしていただくよう、そして今回の様々な批判や疑念の声に真摯に受け止めて反省していただきたい、そのことを申し上げて質問を終わります。

岡佑樹委員

何点かお聞きしたいと思います。

まず万代中央ふ頭の展覧会のことで今、山西委員が質問された際に、あそこの倉庫の目的外使用をする際に万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会で話し合いをするみたいな答弁をし

たと思うのですけれど、そのこのところの答弁はもう一回できますか。

村上港湾政策課長

ただいま、岡委員から、今回の万代中央ふ頭におけるルールに関する御質問がございました。

万代中央ふ頭において倉庫以外の目的で利用する場合につきましては、まず倉庫利用者が万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会へ事業概要を報告し、規制緩和の運用指針に基づき、その内容がにぎわいづくり構想に合致しているかどうかの審査を受けることとなっております。

その上で運用指針に規定されている協議会に参加し活動に協力することや、新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示要請に従うことなど、4項目の条件に同意する必要があります。

最終的に倉庫の所有者、それから倉庫の利用者、県の3者で覚書を締結した場合に限り倉庫以外の目的での利用を特別に認めているものでございます。

今回のようなイベントの開催目的では、倉庫を第三者に使用させる場合につきましては覚書に基づき報告を求めることとしております。先ほどの答弁と一緒に内容です。

岡佑樹委員

今の言いぶりだったら、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会にも報告をしなければならないのですよね。万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会で諮って覚書みたいなものを結んで、何か問題あったら言うことを聞いてくださいねとかいう手続をしていたと。今までそれを全部やっていますか。

この間、県土整備委員会で聞いた時は、確か利用者と倉庫の所有者が話をしていましたのでと言っていたと思うのですけれど。

ルールは特にない、契約の書面もないのに、やたら手続上に不備があったのではないかとずっと言っているではないですか。契約書面とはどんなものがあるのですかと言ったら、別はないと言うのです。ついこの間の答弁だったらす。

例えば資料を提出して、いついつまでに説明をしてということが決まっているのですかと言ったら、決まっていないと言うのです。聞いたのです。その時いらっしゃいましたよね。

それが今聞いたら、イベント事でも、何でも、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会に報告をして、そこで審議をしてもらわなければいけないみたいなルールがあるのですか。

長期利用する時とはまた別です。例えば3年、4年、店舗を構えてやりますという時とは別と思うのですけれど。それはそういうことをしているのかもかもしれないけれど、前から言っているけれど一時貸しではないですか。

今回は倉庫の利用で貸出しするだけなのです。その時も、今までずっと、その手続を全部やってきたということですね。今回だけがイレギュラーだったということですか。

村上港湾政策課長

ただいま、岡委員から、ルールについての御質問がございました。

先ほど答弁させていただきましたのは、万代中央ふ頭において倉庫所有者、倉庫利用者、県の3者で覚書を締結した場合に限って、倉庫以外の目的での利用を特別に認めているという場合がございます。

今回の事案につきましては、倉庫利用者が今回のイベントの主催者からの話ということでございます。

このイベント開催の目的で第三者に使用させる場合につきましては、覚書に基づき報告をいただくこととなっております。

岡佑樹委員

だから、今回は報告だけでいいということですよ。だったら万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会がうんぬん言っていたけれど、そんなことを言う必要はないのでは。混乱します。協議会で協議するような内容ではないのでしょうか。そんなルールはないですよ。はいか、いいえでいいです。どうせ原稿を見て同じことを言うだろうけれど。

それは確認したのです。こんなことをしますよと所有者と使用者で話をして県には報告を上げるということになっていたはずなのです。

今回の打合せ等記録の一番前に書いてあるのですが、要請の理由が、「展覧会の目的が、一度立ち止まり、協定が継続している本計画を含め考える機会を設けるべきとなっていること。また、万代中央ふ頭のまちづくりの内容に触れられていないことから、万代中央ふ頭の目指すまちづくりの活性化につながらない。新ホールのプロポーザル手続が進む中、万代中央ふ頭での開催は、新ホール建設に混乱を招くおそれがある」から「本展覧会の開催場所として使用を認めないよう要請した」と書いてあるのです。

内容規制については内容を侵害する意図がないと言っていましたけれど、神原県土整備部長もおっしゃっていたし、知事もおっしゃっていたのかな。内容規制という具体的な内容については、恐らく勉強されたのだらうと思うのです。

ただ、侵害する意図がなかったとしても明らかな侵害なのですね。内容に踏み込んで中止にしているのですから。表現の自由の内容規制なのです。この間も言いました。法律違反です。憲法違反です。

それを、あたかも向こうが言ってきたと、覚書に書いてある、法律なんかそくらえという恐ろしい考え方だと思います。

5月28日に展覧会内容の把握が遅れたとか。別に展覧会の内容把握ができていなくても、いついつまでに報告しなければいけないというルールはないのですから、別にいいのではないですか。場所を貸すだけなのだと思うし、中身を見て止めに入っただけですから、しかも万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会からも中止の要請をしていただきたい。使用を認めない。

言い訳作りではないですか。我々だけが言っているのではないです。万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会も、いやこれは問題があるのではと言っているような感じですよと言いたかっただけではないですか。私らだけではないですと。よくやりますものね。今期に入ってからこんな話をよく聞くような気がします。

結果的に、あなた方が止めたかったのでしょうか。自分たちがやろうとしているような方向性と内容が合致をしない。邪魔するようなことを考えているような内容なので、あなた

方が止めたいから、止めたのでしょうか、という認識でよろしいですか。

村上港湾政策課長

ただいま、岡委員から、この度の万代中央ふ頭での要請についての御質問がございました。

まず県といたしましては、今回の展覧会を否定したり、作品の発表を拒んだものではなく、表現の内容規制を意図したものではございません。

展覧会の開催が予定されていた倉庫は、本来であれば条例上認められない倉庫以外の利用をまちづくりに資する場合に限り、条例第6条の規定に基づき占用許可をしているものであり、規制緩和運用指針を適用するとともに、覚書を締結することにより、万代中央ふ頭のにぎわいづくり構想に沿ったまちづくりを担う事業者厳選した上で、倉庫以外の利用を特別に認めているものでございます。

また、この覚書につきましては、運用指針の第5条において、新たな用途の利用を図る倉庫利用者、倉庫所有者につきましては占有、使用に先立ちまして万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会へ参加し活動に協力すること、それから新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示、要請に従うことといった4項目に同意した上で、まずは覚書を結ぶと規定されています。

今回の展覧会の開催目的が、にぎわいづくり構想の実現につながらないと判断したということで、県と倉庫所有者双方が合意して締結した覚書第8条の規定に基づきまして、倉庫所有者に対し本展覧会の開催場所として使用を認めないよう要請を行い、倉庫所有者から主催者にお断りをいただいたというものでございます。

岡佑樹委員

堂々巡りになるし、恐らくそれしか言わないだろうから、私たちは内容規制に抵触するようなことを考えてやったわけではありませんよ。決して意図的にやったわけではないのですと言っていますけれど、中身のことを言っているでしょう。

なぜ1か月、2か月ぐらいのイベントでまちづくりの内容のことまで触れなければいけないのですか。1か月、2か月したらいなくなるのです。2日や3日のイベントだったらどうするのですか。まちづくりの内容のことを入れなければいけないのですか。

理屈が通っていない。明らかではないですか。我々の方針に反することをするんだったら止めてやる、でしょう。そうやって言ったら問題が出ますからね。

多くの方がそう思っているんじゃないですか。明日は我が身かもしれないと言っている人もいました。違う案件で足を引っ張られるようなこととか、邪魔されるようなこともされるのかもしれないと言っていました。

大変なことです。行政というのは大きい権限があるし、権力がありますからね。

気に入らなかったのでしょうか。ホールの問題なんかは全然前へ進みませんものね。設計までは行きましたけれど、2回も自分らで段取りして、予算を組んで、公募をかけて、失敗しているのです。自分で失敗した理由を人のせいにして。設計だけ出したら来ます。前の委員会でも言ったと思うのですが、昨年度の委員会でも言いましたけれど。

前の計画の展示をするとしたら、そんなもの私らの行政手続の足を引っ張るつもりだ

ろうと。民間が展示会をやって、なぜ行政の足を引っ張るのですかと、前も言いましたけれど。

議会でも言ってもどうにもならない、やめとけと言ったでしょう、伊澤交流拠点整備担当部長。今まで何回も考えろと言っています。まずは今までの状況を整理してこい、何回も言っています。だけれど行政手続は止まらなかったのです。民間が展覧会したら行政手続は止まるのですか。それってどういう理屈ですか。

何かありますか。行政手続法とか地方自治法に、そんなこと書いてありますか。民間が展覧会をしたら行政は手続を止めなければならないと書いてあるのですか。言い訳にしても稚拙すぎます。言っていることが言い訳にもなっていない。

はっきり言って、今やっていることは滅茶苦茶です。ホールだけではなくてほかもです。先ほど山西委員からも質問がありましたけれど、韓国の事業、高校生か、大学生か、ただで呼んできたという。1回500万円ですよ。

まずお聞きしたいのですけれど、最初にそのことが記事になったのが6月14日ですかね。その時は、県観光協会の方がイースター航空から4月から6月の搭乗率が85%以上になれば増便を検討するとの方針を伝えられたのが理由ですと言っているみたいなのです。

今も、良さそうなことをいろいろ言っていました。人的交流をして、体験をしてもらって、SNSで発信してと言っていましたけれど、そもそも14日に出ている結構大きい理由はそれなのです。

県観光協会の担当者の方が、どの方か知りませんが、徳島に滞在中の様子を交流サイトで発信することを参加条件にすることで、インフルエンサー以上のプロモーション効果が期待できる上、県内学生らとの関係性の構築にもつながると効果を強調すると書いてあるのですけれど、大学生ですよ。

日本語の勉強とかされているのでしょうか、インフルエンサー以上の効果を持つのですか。だったら今までやってきたインフルエンサー事業とかがあったでしょう、これは何の意味があったのですか。だったら、頼んでいたところは大したことないではないですか。

大学生3、40人を連れてきて発信してもらったらインフルエンサー以上の効果があるのでしょうか。これは、担当の方が何を指標に効果があるとおっしゃっているのですか。どのような効果があるのですか。しかもインフルエンサー以上のプロモーション効果となっているのです。

これはどういう判断基準で、何をもって、大学生を連れてきてSNSで1回以上か、3回以上か、3回ぐらいしてくれたらインフルエンサーと言われる人よりも効果が高いと思うのでしょうか。教えてください。

原観光政策課長

ただいま、岡委員から、韓国の大学生がインフルエンサーとしての役割を果たしているのかどうかという趣旨の御質問を頂きました。

日本語を学ぶ韓国大学生や日本に興味を持つ韓国大学生の招へいは、韓国の若者に通じた、韓国市場に応じたプロモーション施策と考えております。

日本語や日本文化が理解できる韓国大学生を招へいすることによりまして、若者目線で

徳島の観光地をはじめ自然や文化、食をリアルタイムで発信し、徳島の魅力を届けるとともに、韓国の大学生と県内の大学生との交流会を実施することで大学生同士の交流の輪を広げ、一過性の観光客として終わらせるのではなく、将来にわたる継続的で活発な相互の人流と韓国での本県の継続的な魅力発信につなげることを目的としております。

これは観光ビジネスとともに、先ほど申しましたが、旅の三大目的ともされ、近年重視される友人や親族を訪問する旅行、VFRにもつながるものでございまして、季節性や景気に左右されにくい誘客効果として期待できるものでございます。

加えまして、旅行中に大学生が紡いだ徳島との絆や感動が、彼ら自身の等身大の言葉でSNSを通じて発信されることで、それを見た韓国の多くの若者やその家族の中に、信頼できる友人が薦める特別な場所として本県との新たな関係性が芽生えることにより、今後の徳島への更なる誘客にも期待できると考えております。

岡佑樹委員

考えが甘すぎませんか、言葉も出ないのですけれど。

SNSの投稿でいっぱい出てきますよね。皆さん方もされていると思いますけれど、幾ら友達が上げているからといっても、一個一個熟読していますか。確かに流れているのは流れているかもしれませんが。流し見みたいなのがほとんどだろうと思います。SNSで発信してもらったと、プロモーション効果と言いますけれど。だからインフルエンサーという、例えば一人で発信したら多くの方が興味を持って見る率が高い人を使おうと言っていたわけでしょう。

担当の方が最近、多分この記事が出てからか、頻繁にSNSの更新をされているみたいなのです。自分がやったいろんな事業に対して、いろんなことをおっしゃっています。

その中では大学生インフルエンサーという人を招致していると言っているのです。事業としては大学生やインフルエンサーなのでしょう。日本語の勉強をされたりしているような大学生の方でしょう。それも全員が全員かは知りません、分かりませんけれど。

どれだけ効果があるのですか。先ほども言いましたけれど、多分、あなたが考えているよりも、よほど大きい影響力を持っている方がインフルエンサーと言われるのだろうと思うのです。インフルエンサーの定義を教えてくださいませんか。

例えば分かりやすい指標でいったらフォロワーが何万人以上いるとか、私のイメージだったら、例えば業界からプロモーションしてくれという依頼があって、例えば商品を宣伝しているという経験があるとか、それによって上がってきた実績があるとかという人がインフルエンサーというのかなという認識なのですけれど。インフルエンサーというものに対してのあなた方の認識というのはどのようなものなのですか。

インフルエンサー以上の効果が出るとおっしゃっているのですから、県のインフルエンサーの定義を教えてください。

大岡観光スポーツ文化部次長（連携担当）

県のインフルエンサーの定義ということでございますが、県で明文化した定義を設定しているわけではございません。

ただ、インフルエンサーでございますので、他人の行動に影響を与えることができる方

ということで考えております。

その意味で、特に日本語を勉強している大学生というのは、日本に興味を持っている大学生で日本語を学習している人が韓国に55万人いる中で、そういった方たちに対する訴求力が高いということ、またもちろん家族や友達に対する影響を与えることもできる。

そういった方々の投稿というのを県観光協会でもコラボ投稿という形で管理することによって、より多くの方に見ていただけるものと考えております。

岡佑樹委員

SNSで発信することで人に影響を与えられるというのだったら、多分、ここにいる委員とかは何か投稿したら恐らく何らかの影響を与えると思うのですが、県の認識だったら、私らもみんなインフルエンサーということですか。そういうことでよろしいでしょうか。

我々はご飯を食べに行ったところの写真を上げたところで、おいしそうですねとか書き込みしてくれることがあったとしても、大した観光誘客能力はないと思いますけれど。

明確に言えるような定義もないのにインフルエンサー事業とか言って事業を立ち上げること自体が信じられないのです。誰を選んでもいいということでしょう。誰か人に影響を与えたらいい、友達が見ておいしそうだなと思うかもしれないし、きれいな所だなと一人や二人は思うかもしれない。

それに徳島に来るのに、国のお金も入っているのでしょうか。1億1,000万円の事業費を組んで1回500万円も出しているのです。

先ほどの説明だったらSNSで3回ぐらい投稿したらいいのでしょうか。この間も40人ぐらい来たと言っていましたので、一人12万円ぐらいです。1投稿で4万円なのです。3回投稿したら、日本に来て、ただで宿泊して、ご飯を食べて帰れるのです。何か影響があるのですか。非常に疑問に思います。

一番の目的は恐らく6月14日の記事に出た搭乗率の目標値というのを85%に設定して達成したら増便も検討してくれるという話があったということなので、それを達成するために、恐らく搭乗率を上げるためにこういうことをしたのだろうなとしか思えないのです。

今になっていろいろ理由を付けていますけれど、後付けでしょう。最初からそういう目的があったのだと、絶対言っているはずですから。これが一番初めにこないとおかしい。

やたら航空会社とはいろんなところでなかなか話ができないのですという話をしていたのに、搭乗率が85%を超えたら増便も検討してくれると言ったのですという情報を出しているのですか。観光協会の担当の方が言ったのなら、県として言ったわけではないので、何とも言えないだろうけれど。

これは問題ではないですか。こんな情報、ほかにも出しているのですかね。そのために予算を組んで、ただで連れてきて、だいたい前ですけど、この記事によると、観光協会内でも、こんなのは認知度向上や航空路線の需要創出にはつながらないと思うと書いてあるのです。言っている人がいるのですよね。

予算が尽きたら搭乗率を維持できなくなるのでは。普通に考えたらそうです。85%で増便してくれるかもしれない、考えると言っている。単純に考えて、増便したら、行って帰って往復したら2便増えます。その搭乗率も恐らく計算されますよね。

これを維持していこうと思ったら、あなたたちのSNS戦略であったり、大学生をただで連れてきて徳島を印象付けて、いろんな所で広報してもらうのがうまくいかなかったら来ないのですから、補助金を出すしかないのです。

意味はありますか。なぜ増便する必要があるのか。増便しないのは需要がないからでしょう。補助金でかさ増しして、飛行機を増便して、実績ですと言いたいだけではないですか。

別に、あなた方、観光政策課がそう思っているとは、思っていない。そういうふうには見えないのです。

事業概要の中身も変わっているし。前も似たようなことがありました。香港便でしたか、出してきた時には違うことが書いてあって、いざ始まったらお金が違う。こんなことをされたら信用できないのです。

予算書を出してきて、御説明に上がりますと言って来てくれるではないですか。こういう予算でやって、こういうことに使って、こういう効果があると思っています。分かりましたと通して、通った後に中身を変えるのでしょうか。嘘を言っているということです。

今回が初めてでもでないし、前にもあったし、一回ではなくて、今までもあったのではないかと思うわけです。なかなか細かにチェックできていないけれど。

私の中では信用するに値しない組織になってきているのです。勝手に変えていいのだったら議会をしても仕方がないでしょう。

ちょうど井下委員がいろんな資料を取っていますけれど、いろいろ説明書きをしていますよ。インバウンドの誘客の拡大につなげていくとか言って、予算額と書いてあるけれど、予算が通ったら自分たちの都合のいいように中身を変えるのでしょうか。

ここで議論しても意味がないでしょう。どう思われますか。予算を出してきてもまた変えるのではないですか。今までにもあるし、お宅の部署が多いです。そのことについてどのように思っていますか。内容を変えたとも思っていないのですか。

大岡観光スポーツ文化部次長（連携担当）

予算の内容と実施している事業ということについての御質問でございます。

まず前提といたしまして、先ほどインスタグラム、SNSの投稿について3件という話がありましたが、インスタグラムの投稿1件に加えてSNS、TikTokであるとかYouTube、NAVERBlog、X等、1件ということでございます。

実際の予算の内容と事業の内容ということにつきましては、先ほど答弁で御説明させていただきましたが「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業につきましては、外国人宿泊者数の更なる増加を目的とし、事業概要として国際定期便が就航する韓国をはじめ香港、台湾などの重点市場における各市場に応じたプロモーション施策を展開することとしております。

具体的な取組といたしまして、インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信をさせていただいたところでございます。

それに対しまして、観光向けのプロモーションにつきましては、新年度早期の開始に向け韓国の観光事業に精通した県観光協会との詳細な事業内容を詰めてきた中で、大学生を情報発信の役割を担っていただくということに加えて……

（「先ほど聞いたからいいです。もういい。」という者あり）

ということで事業を実施したところでございます。ただ、この間の県議会の皆様への説明が足りなかったのではないかということに関しましては、真摯に受け止めて今後十分留意をさせていただきたいと思います。

岡佑樹委員

説明が足りなかったのではない。入っていない。説明が変わっている。意味合いが違う。認識の間違いです。真摯に受け止めていないということです。

先ほど県観光協会で韓国の観光についてプロフェッショナルな人がいると。これは御自身でもおっしゃっているので副理事長のことを言われているのだらうと思うのですけれど。

この方というのは、会社のホームページも拝見させていただいたら、貿易物流、商品企画、マーケティング、デザイン、営業代行、コンサルティングという会社を立ち上げているらしいのですけれど、立ち上げたのは去年の4月なのです。

その前の経歴も御自身で載せられているのですけれど、車屋に入っていたりとか、掃除の派遣業をされているみたいなのです。保険の代理店とか、あと、入ってやっていたのか、自分で立ち上げたのかどうか知らないけれど、ウォーターサーバーの会社をされているのですけれど、観光、コンサルというのは一切入っていないのです。それまでの経験の中にも恐らく入っていないのです。

その方が2025年4月に会社を立ち上げて、2025年4月に観光誘客アドバイザーに就任されているのですけれど、ほかに観光誘客アドバイザーは誰かいますか。不要なことは言わなくていい、誰かいるのか、何人いるのかだけでいいですから、これだけ教えてください。

原観光政策課長

ただいま、岡委員から、徳島県観光誘客アドバイザーのことにつきまして御質問を頂きました。

徳島県観光誘客アドバイザーにつきましては昨年4月1日から取り組んでいる県の事業でございまして、今おっしゃった副理事長を含め3名でございます。

岡佑樹委員

3名、ほかの方が見当たらなかったのです。海外誘客アドバイザーという人がいるのです。これは見ました。その人ではないですか。違うなら違うと言ってください。

（「徳島県の海外誘客アドバイザー」と言う者あり）

そうでしょう、先ほども観光誘客アドバイザーと言っていたけれど、海外誘客アドバイザーなのでは。正式名称はどちらですか。

原観光政策課長

岡委員から、徳島県海外誘客アドバイザーということにつきまして御質問を頂きました。

県の設置要綱を定めておりまして、正式名称としましては徳島県海外誘客アドバイザーということです。

岡田理絵委員長

岡委員、時間です。まとめてください。

岡佑樹委員

あとの 2 人は見たのです。大学で航空のこととかをいろいろ勉強されている専門家の方、あとはどこかの大きい旅行会社の理事をされている方、これは分かるのです。海外から観光とかで誘客してくる知見を持った方、この方は、一体何の知見があるのですか。

立ち上げたのは 4 月です。その 4 月からでしょう。そんな仕事に携わっていないのに、3 人のうちの一人に入っているのです。何の専門性を持った方なのかさっぱり分かりません。

急に会社を立ち上げてすぐ、いきなり徳島県の仕事でいろいろやっているのです。こんなことありますか。選ぶ時だって、実績だの、経験だの、いろいろ多分、検討しなければいけないことがあるのに、4 月にいきなりそういう会社を立ち上げて、いきなりそこへ入ってきて、海外誘客アドバイザーになって、急に仕事をしだして、翌年に観光協会の副理事長です。理解ができない。しかもそこから委託契約です。

週 3 日ぐらいと思っていたけれど毎日来てくれる、これはあなた方が毎日来てくれと頼んだのですか。こちらから切り替えてやるようなものではないと思いますけれど。

時間がないということなので、多分、長い話になると思うので、これからもずっと、この件についてはやっていくつもりですけど、どこから紹介があったのか、どういうつながりで徳島県とつながっていったのかということも、分かる範囲でまた教えてください。

すぐに解決ができる問題ではないと思うので、またこれからも、9 月も、この問題については追求していきたいと思いますので、今日はこれで終わっておきます。

井下泰憲委員

まず質問の前に、先日の我が会派の代表質問における一連の不誠実な答弁に対して、極めて遺憾であるということを伝えておきます。

私たちは、法的な例を挙げて具体的に根拠を示せと質問したにもかかわらず、全くその根拠を示すことなく限られた時間を無駄に消費させたことは、執行機関の答弁義務に反すると思っています。

また、我々選挙で選ばれた民選議員に対する対応として、議会制民主主義の基本原則を無視していると私は思っておりますので、まずそれを伝えておきます。

いろいろ聞きたいことがあるのですが、まず代表質問でお答えいただけなかった三つを淡々といきます。

一つ、憲法に違反しないとした根拠を示せ。

二つ目、運用指針や覚書を根拠とするならば、表現の内容規制が可能となるのはどのような考えに基づくのか。

三つ目、今回の中止要請は県条例が禁止する不当な差別的取扱いではないと、県が考える法的な根拠。三つ御答弁ください。時間がもったいないので早くしてください。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、3 点ほど御質問を頂きました。

まず憲法違反ではないのかといったところと、表現の自由についての御質問で内容規制についての御質問、それから行政手続について差別的な扱いになっていないかといった御質問がございました。

まず、憲法違反というところでございますけれども、こちらにつきましては先ほどの答弁と重なりますけれども、県といたしましては、今回の展覧会を否定したり、作品の発表を制限したり、拒んだものではなく、表現の内容規制を意図したものではありません。

本展覧会の開催が予定されておりました倉庫につきましては、本来であれば条例上、認められない倉庫以外の利用を、まちづくりに資する場合に限り、条例第 6 条の規定に基づき占用許可をしているものであり、条例に基づく規制緩和運用指針を適用するとともに、覚書を締結することにより、万代中央ふ頭にぎわいづくり構想に沿ったまちづくりを担う事業に厳選した上で、倉庫以外の利用を特別に認めているものでございます。

また覚書につきましては、運用指針の第 5 条第 2 項におきまして、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会への参加、それから活動に協力すること、それから新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示、要請に従うことといった 4 項目に同意して覚書を締結するということが規定されております。

この覚書の第 8 条に基づきまして、倉庫所有者に対し、本展覧会の開催場所としての使用を認めないよう要請を行い、倉庫所有者から主催者にお断りをいただいたというものでございます。

先ほどの二つ目の御質問について、不利益の処分ということで行政手続法に関する御質問につきましてはですけれども、展覧会の開催が予定されていた倉庫につきましては条例上、認められない倉庫以外の利用をまちづくりに資する場合に限り、条例第 6 条の規定に基づき占用許可をしているというところで規制緩和運用指針を適用するとともに、覚書を締結することにより万代中央ふ頭のにぎわいづくり構想に沿ったまちづくりを担う事業者に厳選した上で、倉庫以外の利用を特別に認めているというものでございます。

今回の要請は万代中央ふ頭規制緩和運用指針に基づき双方が合意して締結した覚書の第 8 条に基づき、倉庫所有者に対し展覧会の開催場所としての使用を認めないよう要請を行い倉庫所有者から主催者にお断りをいただいたものでございます。

井下泰憲委員

分かりました。以前と一切変わらずということと、根拠を示せと言って、示していただいたのが、恐らく覚書が根拠だということだと思っておりますけれども。それは根拠になりません。憲法に違反していない根拠に覚書はなりませんから。しっかりやってください。

それと今日、打合せ等の記録を出していただきました。これを読むと確実に内容規制と言っています。読めば読むほど内容規制して中止要請を出していますけれども、これを内容規制ではないというのであれば何なのでしょう。

それともう 1 点、ここでお伺いしたいのですけれども、今回の展覧会の中止問題について現状やっているのか、それともやり終えたのか分かりませんが、リーガルチェックを全部入れていますか。この打合せ等の記録もそうだし、この辺も全部、リーガルチェックに基づいてしているのであれば、その結果を教えてください。していなければしていない

とだけお答えください。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、今回の要請に当たってのリーガルチェックをしたのかという御質問でございます。

今回の要請は万代中央ふ頭規制緩和運用指針に基づき、県と倉庫所有者が双方合意して締結した万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書の第8条に基づいて行ったものでございます。

井下泰憲委員

したのか、していないのかだけ言ってください。

村上港湾政策課長

県土整備部内において方針を決定し、この覚書に基づく要請を行うことについて事務手続上の確認として弁護士相談をしており、覚書第8条に基づき要請することが可能であることを確認した上で、倉庫所有者に対し本展覧会の開催場所としての使用を認めないよう要請を行ったものでございます。

井下泰憲委員

弁護士に相談したのは業務の途中の話でしょう。違うのです。今現状、この一連の流れ全体をちゃんとリーガルチェックしたのかということです。この時の手続で、確かに弁護士に相談したと出ていますけれど、今回は全体のリーガルチェックです。

したのですか、していないのですか。していない上でルールを作るとまた言っているのですか。何回も言っていますけれど、したら。ルールは作れませんって。

それと、頂いた業務報告書の内容の中で、5月29日の18時頃、場所は第二倉庫で、所有者から、「県からの要請は受け入れるが、要請内容を主催者に説明するためにも県からの要請文書を早急に欲しい」と書いてあるのです。ということは、文書は所有者が欲しいと言わなかったら出さなかったという認識でいいですか。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員から、要請を出すに当たっての要請文書について御質問を頂きました。

29日につきましては県土整備部で午前中方針を決定し、午後からいろいろ情報共有しながら最終的に要請するに至ったわけでございます。

方針決定して以降、この要請文書の準備はしておりました。

この要請文書を出すに当たって弁護士相談を実施しているところでございます。

井下泰憲委員

でも要請相談したのは、この後にしているのですけれど、私が聞きたいのは、用意はしていたということは、元々所有者から文書を出してくれと言われなくても出していたので

すよね。その相談を8時50分にやった。でも文書を出さなくても、そもそも、もっと早い段階でやめろと言っていますよね。ということは、その文書自体は出しても出さなくても県の意向は一緒なのですよ。

気になるのですが、私が違うルートから聞いている話だと、別に文書を出してくれとは頼まれていないですよ。急に文書が来たと聞いているのですが、逆ではないですか。所有者に出してくれと言われていたのではなくて、県が要請文書を出さなければならなくなったのではないですか。結構進んでいるから今更言いづらいと書いてありますけれど、それはそうでしょう。文書を出さないといけないという理由は何だったのですか。

村上港湾政策課長

ただいま、井下委員からの文書を出す根拠ということで御質問を頂きました。

今回の要請に至った経緯でございますけれども、万代中央ふ頭における倉庫以外の利用に係る覚書の第8条に基づく要請を倉庫所有者に対して行ったものでございます。

倉庫所有者にはこの要請を受けていただき、主催者側に場所貸しのお断りをしていただいたといったものでございます。

井下泰憲委員

多分いつまでたってもあれなのですが、結局、我々が何を言いたかったかというと、行政がやる以上、きちんと手続を取ってくださいということと、後付けみたいなことを何回も何回もやらないでください。

また昼から先ほどの予算の話をしますけれど、そもそも県の対応が後手後手になっているのではないですか。だから、起こっていることとこんな矛盾がいっぱい出てくるし、リーガルチェックも何もせずに突っ走るのではないのですか。

何回も言いますが、今回の中止要請を出した一番の理由は、県が嫌だったからでしょう。別に場所がどうか、内容がどうか言っていますが、打合せ等記録に内容が嫌だったからと書いていますから。

これ以上聞いても展覧会の中止の件は進みそうにないので、お昼にしてください。

岡田理絵委員長

それでは午食のため委員会を休憩いたします。（11時57分）

岡田理絵委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは質疑をどうぞ。

井下泰憲委員

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業についてお伺いをします。

午前中、山西委員の質疑を聞いておりまして、幾つか気になったので、まず「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の予算が2月に付いているのですが、そのうち県観光協会から補助金の交付の申請が上がっていて、両方で約2億円上がっているのです

が、この「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業のうち、県観光協会への補助金に使われた分はどのくらいありますか。

原観光政策課長

ただいま、井下委員から「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の中で、観光協会への補助金が幾らかということで御質問を頂きました。

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の韓国向けとしまして、県観光協会へ1億9,500万円を出しておるところです。今回、大学生の招へいについては1億1,000万円となっております。

井下泰憲委員

ということは、補助金は全て入っているということでございます。

ここで事務費と委託料というのがあるのですが、これはどこに支払われた分ですか。

原観光政策課長

ただいま、井下委員から、県観光協会に対する補助金の申請書の書類の記載内容について御質問を頂いたと思います。

今回、県観光協会から補助交付申請書が上がってきているところなのですが、その中に委託費とか、労務費とか、そういう記載で金額が書いてあると思うのですが、その詳細につきましては申請書の段階ですので、例えば旅費、交通については航空代とか、委託については。

岡田理絵委員長

小休します。（13時05分）

岡田理絵委員長

再開します。（13時06分）

原観光政策課長

失礼いたしました。

ただいま、井下委員から「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の事業概要について御質問を頂きました。

事業概要につきましては、国際定期便により更なるインバウンド増加が見込まれる韓国に加え、近年増加傾向にある香港、台湾、タイ等に対して市場に応じたプロモーション施策を実施するということで、そして長期的なブランド資産の形成と、新たな聖地化に向けたテレビ番組等のロケーション誘致、インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信、旅行博への出展や現地旅行代理店への個別セール等の実施となっております。

井下泰憲委員

委託料と事務費の部分は、何に使われていますか。

原観光政策課長

「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業につきまして、事業費の内訳の委託料と事務費についてですけれども、委託料については韓国以外の香港、台湾、タイ等への委託となっております。

事務費については、観光政策課の事務費という部分です。

井下泰憲委員

委託料の内容が全く分からないのですけれども、1億9,500万円が今回、補助金申請をしてきている観光協会にいつているのですが、観光協会の中で今回、先ほど山西委員も言っていましたけれど、結局、交通費、旅費に充てられた中で、出している申請書の中にもインフルエンサーとは書いてあるのだけれど、当初、県が思っていたインフルエンサーというのは、こういった方でしたか。

原観光政策課長

ただいま、事業内容の、予算上の積算時のインフルエンサーについての御質問を頂きました。

それについては、海外のインフルエンサー等の招へいということで認識しておりました。

井下泰憲委員

海外のインフルエンサーとの認識で予算を付けていただいたのだけれど、結果的に、この予算で大学生を呼んでいますよね。

今やその大学生をインフルエンサーと言っていることに、国の事業も使っているので将来的に会計検査がいろいろあるかもしれませんので、しっかり決めて答弁しておいてください。

当初に予算を付けたインフルエンサーと今、来ているよく分からない大学生に1回投稿してねというのは、どう考えてもおかしくないですか。

これを同じだという認識で、県はおられるのですよね。それでいいのですね。

原観光政策課長

今回の「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業におきましては、外国人の宿泊数の更なる増加を図ることを目的とし、事業概要としまして国際定期便が就航する韓国をはじめ、香港、台湾などの重点市場における、各市場に応じたプロモーション施策を展開することとしております。具体的な取組として、インフルエンサーやメディアを通じた本県の自然、文化、食などの情報発信をお示しさせていただいたところ、韓国向けプロモーションにつきましては、検討の中で、韓国では現在、日本語の学習者数が増加傾向で既に55万人を超えておりまして、インバウンド市場においても訪日意欲が高まっており、昨年の訪日外国人客数は約946万人と日本で1位となっております。

日本語を学ぶ大学生による情報発信はこうしたターゲット層への高い訴求力もありイン

フルエンサーの役割が期待できると考えております。

韓国と県内の大学生が交流し、つながりを深めることで、継続的で活発な双方の人流が見込まれるなどの理由によりまして、県としても韓国市場に応じたプロモーション施策として効果が期待できることから、県観光協会が日本語を学ぶ韓国の学生や、日本に興味を持つ韓国の大学生の招へいを実施することにいたしました。

井下泰憲委員

答弁になっていないというか、大学生とインフルエンサーは違うでしょう。1億円も使っているのです。これは誰のお金ですか。1億円も使って、やっている中身がいいとか悪いとか言っているのではないのです。議案で出してきた分に対して、そこでちゃんと使っているかということです。

使っていないのだったら、そういった分を予算に組んで付けたらいいではないですか。大学生を連れてくるのは悪いとは言っていないよ。なぜこんなことをするのですか。

インフルエンサーというのは、先ほど岡委員も言っていましたけれど、誰でもいいのだったら何とでもなりませんか。

我々だって、分からないですけど、逆にお金をもらえるのだったら一般県民だって、県内の子に4、5万円渡して、徳島の観光地に行ってみてもらったらいいではないですか。やっていることが滅茶苦茶です。

土日に関係の事業者にお金を払って、インフルエンサーについていろいろ調べてもらいましたが、インフルエンサーと言っているけれど、そんな1億円も使うような方、いませんよね。

韓国の大学生など、インフルエンサーが運営するInstagramの広告効果という表を出しているのです。県観光協会が出しているのか分からないのですけど、この中身について、県はどういうふうに捉えていますか、評価していますか。

大岡観光スポーツ文化部次長（連携担当）

井下委員から、恐らく韓国大学生のインフルエンサーが運営するInstagram広告効果というタイトルのついたペーパーについての御質問かと思えます。

こちらは、県観光協会でもとめていただいているものでございます。御覧になったとおりターゲット層の高さでありますとか圧倒的な拡散力と反応率、あるいは1,000万人超の韓国インフルエンサーネットワークという項目で書かれておりまして、例えば2-2には、徳島県の観光統計に匹敵する月間334万ビューということで書かれております。

これが月間、過去30日ということで集計をされておりまして、330万人がこれを御覧になったという数字でございます。

このビューといいますのは、Instagramにおいて……

（「知っています。そんな説明はいらない。」という者あり）

非常に評価できる数字が挙がっていると考えております。

井下泰憲委員

担当部署に、はっきり言いますけれど、1億円もこれに対して出すような能力はないで

す。

評価をしてくれる事業者がありますので、どこでもいいから、しっかり聞いてみてもらってください。

先ほど2－2も言いましたけれども、宿泊者数とビューを比べて18倍になっているというのですけれど、そもそも比べる意味が分からないです。

それともう1点、1個、1個言うのも面倒ですけど、その横のエンゲージの意味も県は知っていますか。要は、2,000人しかフォロワーがいないのです。2,000人しかフォロワーがなくて横のつながりが、例えばその倍になったら4,000人なのです。倍になります。

元々10万人がおるところと、2,000人がおるところ、倍になる可能性というのは、確率とか伸び率、どちらが高いと思いますか。当然、低いほうが高い。しかもインスタグラムを始めて当初というのは、すごく伸びていくわけです。

だから、県観光協会がこれを出すのは悪いと思わない。県がこれを評価してお金を出しているのだったら、考えたほうがいいと言っているのです。

ほかにも突っ込みどころがあります。県も同じようなことをやっているのです。令和4年のインバウンド数が2万人でした。現在23万人になっています。すごいでしょう。これはコロナの時です。

全国のインバウンド数を言いましょうか。令和4年383万人、現在4,200万人、全く同じですから。こういうことをしないでくださいよ。素直に受け止めていったらいいではないですか。伸びているのだったら伸びている。頑張っているなと評価もできるけれど、いろんなものの数字を適当に引っ張ってきてやっても、私らは予算の審議をしているのです。出す予算が妥当かどうか、やっているわけです。

もう1点、質問させてもらいますけれど、そこで、大学生を、この怪しい事業に、言わざるを得なくなったと私は思っていますけれど、大学生をインフルエンサーという体にした、そもそもの原因というのは、突然思い立ったように始めた大学生の誘致の事業だと思うのです。

それで、先ほども話題になっていました副理事長の方が、わざわざ自分で投稿していたので、あえてその話をしますけれど、「2026年3月1日より徳島県観光協会副理事長に就任し、当初は役員報酬として月額80万円で年間1,000万円の約束でしたが、できないとのことで月50万円になりました。」月80万円、当初は1,000万円の約束だったと書いてあるのです。これは誰が約束したか教えてください。

大岡観光スポーツ文化部次長(連携担当)

副理事長の報酬につきましては、就任に当たり、確かに県観光協会でもいろいろと話合いを持たれていると聞いております。

今の県観光協会の給料表の中で一番高い額が1,020万円であり、それを基準として話をしていたと聞いております。

井下泰憲委員

誰が約束したのですか。

大岡観光スポーツ文化部次長(連携担当)

約束というところは私も存じていませんが、数字としては、そういう前提といたしますか、そういうのを挙げて相談をしていたとお聞きをしております。

ただ、その過程で勤務日数が常勤ではなく週3日制の勤務で、その報酬額に落ち着いたとお聞きしているところでございます。

井下泰憲委員

いやいや、調べてください。当初誰が1,000万円で県観光協会の副理事長をやってくれと言ったのか。できなかったから役員報酬をゼロにして、この人の会社に業務委託をしました。そのタイミングが「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業と一緒に、いいですか。今ここを言われているのではないですか。山西委員も言っていましたけれど、利益相反の部分です。

しかも、4月17日の定例会見で知事は自分がこの方を県観光協会に入れたと言っているのです。

例えば知事が約束をして、1,000万円を払いますからと約束をしたとか、知事が連れてきたので役員報酬をゼロにして、何かの形で雇わなければいけないとなって、こういった業務委託になった可能性というのはありますか。

大岡観光スポーツ文化部次長(連携担当)

副理事長の報酬、あるいは委託への切替えや委託額ということに関しましては基本的に県観光協会で決定をしております。

井下泰憲委員

それはそう、当たり前なのです。私が気にしているのは今、外郭団体をやっていますけれど、そこだけ間違わないでくださいね。とは言え今回、報酬を決める際に県の外郭団体の中で補助金の流れというのがあるわけですけど、県は外郭団体を監査する立場ですよ。補助金を出すわけだから。

協会の理事の中には当然、県職員もいますが、今回の利益相反に当たる可能性に関して、協会の理事をやっている県職員は、こういった意見をされていますか。

原観光政策課長

ただいま、県観光協会の理事に関して御質問を頂きました。

県観光協会の理事の中に観光政策課長が入っておりまして、理事会の時には県観光協会からの説明に私も賛同させていただいたところでございます。

井下泰憲委員

だから県として、監督する立場としてそこにおるのだから、今回こういった利益相反に当たるのではないかという可能性は当然、誰でも分かりますよね。私らでも分かるのですから。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）にも関わってくる話ですか

らね。

その中で、こういった話が出てきた時に、県で問題があるのではないかということが、話に上がりませんでしたか。

原観光政策課長

今回、理事会の中で一般社団法人が、その理事が経営する会社に対して業務を委託する場合、利益相反取引となる可能性があるために一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定められた手続として、理事会で事前承認したと認識しております。

井下泰憲委員

だったら、すごい御都合解釈です。法人法に関して、理事が代表を務める会社に業務委託する場合には利益相反取引に当たり、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。とされているのですけれども、この金額について開示されていないというのが徳島新聞の報道もございましたが、この事実関係を教えてほしいのと、それと法人法において、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないとされておりますが、その副理事長は業務委託の随意契約を決定した議決に加わっているか、教えてください。

大岡観光スポーツ文化部次長(連携担当)

理事会での業務委託を諮った時の内容でございますが、県観光協会からは、その時点で金額を開示していないとお聞きしております。

その時には、金額を開示しない中で、調整後、報告をするということで承認を得たと聞いております。

金額について説明をしなかったことについては、県観光協会が適否を確認すると聞いておまして、その結果も踏まえまして、県でも指導するなり、必要な対策を講じてまいります。

岡田理絵委員長

井下委員、あと5分です。まとめてください。

井下泰憲委員

ということは今、絶賛確認中ということで、確認の内容次第では観光協会の補助金というのは返金してもらう可能性もあるかどうか。それと今回、恐らく随意契約でやっていらっしゃるのですけれども、結果的に県で我々が議決した当初のインフルエンサーの予算とは違うような形になってしまっている。

ここに対して、随意契約でやっているのだけれど、この契約に関しても、例えばその内容、中身を精査した結果、違うのではないかなったたら、これはしっかりと、返金等も含めて対応していただけるのでしょうか。

大岡観光スポーツ文化部次長(連携担当)

先ほど御説明いたしましたとおり、金額について説明をしなかったということに関して県観光協会が適否を確認しているというところでございまして、その結果を踏まえて必要な措置を講じてまいります。

補助金の返還になる、ならないという仮定の質問については、今の段階ではお答えはできないところでございます。

井下泰憲委員

外郭団体について、今いろいろやっていますけれど、知事が連れてきた方がいらっしやるところが今そういったことになっているのでしょうか。

外からいろんな方を連れてきて入れるのはいいですけど、ちゃんと、いろんな体を守ったほうがいいです。長いのが悪いわけではないでしょう。県の職員がやっているから悪いわけではないではないですか。

ちゃんと真面目にやっているところは、ちゃんと評価されるようにしないといけないでしょう。だって、今回の副理事長だって場合によっては悪くないです。韓国から大学生たちをいっぱい連れてきますとやっているわけでしょう。やったらいいではないですか。インバウンドだってやったらいいです。でも後付けでどんどん訳の分からない金を使うから、そんなことになるのでしょうか。やっていることは全部一緒です。

赤字補填の話も聞きたかったのですが、赤字補填だってそうでしょう。香港便の赤字補填は、まだ全然解決していませんから。これだって法的に違反になる可能性があるのです。これに関してもしっかりと報告してください。

知事もいろいろSNSで言われるのはいいですけど、昨日か一昨日、何かお花畑がと書かれていましたよ。足を引っ張る人とか、私もそこに入っているのかどうか分かりませんけれど。お花畑でも何でもいいです。取りあえず、私らもきちんと議員としての仕事をするので、どういった予算を出してきて、どうやって使いたいのか。それだけのことでないですか。県民のお金ですから。

時間がないのでやめますけれど、最後に2分あるので、知事が今年に入って韓国に行った回数と、韓国にいた延べ日数、それとどこの予算を使って行っているのかだけ、端的にお答えください。私の質問はそれで終わります。

高木知事戦略局政策推進室長

ただいま、井下委員から、今年に入って知事が韓国に何回出張したかという御質問かと思えます。

令和8年に入ってから知事の韓国出張につきましては2回ございまして、日数にしますと6日間となっております。

そちらの旅費につきましては、知事戦略局において知事や副知事等の国内外の出張に必要な普通旅費として計上している予算から支出をしております。

東条恭子委員

私は、ホールのことでお伺いをしたいのですが、今回の企画展のことで、前知事時代との契約がそのまま維持され続けていたということが、分かりました。

私は、既に契約は終わっているのかと思っていたのです。県民からも、まだ断っていなかったのかという疑問と、どうなっているのかというのが広がっています。確かこれまでの委員会の中で、藍場浜公園西エリアの調査の予算が決まった頃だったと思うのですけれども、契約を取り消すことになっているというか、取り消していくというお話だったと思うのです。

なぜ前知事時代の契約を見直さず、そのまま維持をしてきたのか。契約を断れなかったのか。具体的な理由は何だったのかを御説明いただきたいと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、東条委員より、旧計画の協定の話かと存じます。

旧文化センター跡地での整備計画におけるJVとの基本協定のことかと存じますが、こちらにつきましては主に事業の進め方を取りまとめたものでございまして、例えば、金額や詳細の条件などについて交渉した上で、合意に至れば業務契約を締結するといったことを規定しております。

この協定自体は債権債務が伴う委託業務の契約とは異なる性質のものとなり、違約金等の規定もないところでございます。

また、先ほど契約というお話がございましたが、JVと締結した業務契約は全て完了しておりますので、その支払についても、全て終わっている状況でございます。

この基本協定の取扱いにつきましては、協定上の次の手続に進む予定もないことから、令和7年1月に全ての構成企業が参加する場を設けまして、計画の見直しの経緯を説明した上で、協定の規定に基づき解除の意向をお伝えしているところでございます。現状は相手方が複数の企業からなるJVということもございまして、JV内での意見を取りまとめている状況でございます。

新ホール整備につきましては、これまで議会で御論議いただきまして、都度、予算案をお諮りいたしまして、藍場浜公園西エリアで進めてきたところでございます。県といたしましては、前計画に戻る考えはなく、この協定につきましても、そのままにしておくべきではないと考えておりますので、引き続き協定解除に向けた対応を継続してまいりたいと考えております。

東条恭子委員

県の意向としては断っているというお話だったのですが決けれども、この間、請願が上がってきました。

個人的にも置いておいていただきたいということと、それと今度、新しいホールの設計ができた時に比べるというのもありではないかと思います。

ここまであるのであれば、両方比べるというのも一つの方法であるし、これまで私は前知事の計画は、県民の英知を絞って、ありとあらゆるいろんな知恵を絞って設計された、いろんな批判や反対もあったと思うのですけれども、それぞれの方々の、それぞれの立場での、いろんな意見を集約した立派な設計だったとは思っています。設計というか、状況だったと思うのです。

だったら、それこそ今度上がってきた設計と比べてみるというのも一つの方法で、それ

以上のものができるということになれば、皆さんもある程度納得するのではないかと思います。この間の請願も通らなかったということもあって、知事は藍場浜公園西エリアに建てるという意向を既に示されているので、今は断っていると言うのですけれど合意はされていないということです。もしこの契約の合意がちゃんとされないとすると、法的なリスクとか財政的な負担とかトラブルが、今後起きるという可能性はあるのでしょうか。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、東条委員より、協定の内容につきまして御質問を頂きました。

協定自体は債権債務が伴う委託業務の契約とは異なる性質のものとなっておりまして、違約金等の規定もないところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、JVと締結した業務契約は全て完了しておりまして、その支払につきましても全て終わっているところでございます。

お互いに債権債務の関係にはないものと認識しておりまして、現時点で損害賠償の話もございません。

東条恭子委員

分かりました。

何ら問題はないということなののでしょうか。でも今回のことで、一つ一つが何も整理ができていないのではないのかなと思います。

例えば土地を移るとなった時に、話がそれぞれきちんとできていない。それは今回のことだけでなく、何かをする時に、きちんとけじめをつけながら次に移るというのができていないような気がするのです。

次はこれ、次はこれということで、一つ一つのけじめが、一つも整理ができていないというのが、こんなのでいいのかと。県民に信頼されるやり方ではないと、すごく感じるのです。

展示会の話だけでなく、行政のガバナンスだったり、判断過程の透明性とか、そして今度設計をお願いする業者に対する信頼関係とかにも直結する問題だと思うのです。

今後、誠意ある対応をどうしていくのかというの、併せてお伺いしておきたいと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、東条委員より、JV協定への対応につきまして御質問を頂きました。

協定の内容につきまして、相手方への解除条項というのはございますが、こちらは相手方に違法行為があった場合などを規定しておりまして、今回の計画見直しというケースには当てはまらないものと考えております。

このため県といたしましては、協定第21条の本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとするという規定に基づきまして、合意による解除に向けて、その意向をJV側にお伝えしているところでございます。合意による解除を丁寧に進めているところでございます。

引き続き、協定の解除に向けた対応を継続してまいりたいと考えております。

東条恭子委員

今そういう不信が広がっていますので、県民に対しても信頼される状況、そして誠意ある対応をお願いして、私からは終わります。

井村保裕委員

私からは、新ホールについて質問させていただきます。

新ホール整備については、設計業務の公募型プロポーザルに18社から参加表明があつて、現在、一次審査を経て5社まで絞られている。来月末には、設計事業者が決まるとお聞きをしております。いよいよ事業が本格的に進んでいくことになったと思っています。

そこで1点お聞きしたいのですが、昨年11月定例会で新ホール整備が少しでも前に進められるよう、先に取り掛かることができる作業や並行して作業できることはないのかと質問させていただきました。

その時、追加の地質調査を先行実施するといった内容の御答弁を頂いたと思います。

設計業務の公募型プロポーザルの手続が進む中ではありますが、現在、事業者が決まるのをただ待っている状況であるのか、追加の地質調査について何か進捗があるのか、お聞きをいたします。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、井村委員より、追加の地質調査につきまして御質問を頂きました。

新ホール整備につきましては、7月27日に設計業務の公募型プロポーザルの二次審査を実施することとしておりまして、同日中に優先交渉権者が決定する予定となっております。

井村委員からお話のありました追加の地質調査につきましては、設計業務の二次審査に進む事業者が決定し、選定の確実性が高まりましたので、公募型プロポーザルのスケジュールと並行して、去る6月15日に入札公告を実施したところでございます。

来月1日を開札の予定としておりまして、事業者選定の後、速やかに業務を開始いたしまして、事前の調査に加えて、より詳細な地質状況を把握するため複数地点で支持層までの深さなどの追加調査を実施してまいりたいと考えております。

井村保裕委員

追加の地質調査につきましては、既に手続を開始しているということでございました。

この手続については、少しでも事業を前に進めたいということだと思いますけれども、新ホールの整備を進めるに当たって、地質調査の先行実施にはどのようなメリットがあるのか、改めて御説明ください。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、井村委員より、地質調査の先行実施のメリットにつきまして御質問を頂きました。

藍場浜公園西エリアでの地質調査につきましては、令和5年度から6年度にかけ、予定

地の四隅で事前調査を実施済みでございます。

今後、設計業務の実施に当たっては、更に詳細な情報が必要となりますため、当初は設計業務の開始後に追加の地質調査を実施しようと考えておりましたが、設計開始に先駆けて必要な箇所を先行調査し、その結果を早期にまとめることとしたところでございます。このことから設計スケジュールの効率化を図ることができ、更には設計内容の熟度も上がるものと考えております。

新ホール整備に向けた工程を少しでも効率化させることで、機能性に優れた質の高い新ホールを一日でも早く実現させるため、しっかり取り組んでまいります。

井村保裕委員

設計業務のみでなく地質調査についても順調に手続きが進んでいるということでございます。

ただ、今の建設業界は資材や人件費の高騰で非常に厳しい状況にあり、大型公共施設の建設は簡単ではないとお聞きをしております。

今後も何もかもが順調にいくわけではないと思いますが、少しでも効率を上げることが一日でも早い新ホールの実現につながるものと考えています。

県民の皆様が安心できるよう、引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

長池文武委員

今、地質調査について聞いていて、前に四隅でやったというのがありましたが、そういうものなのですか。大体、四隅を調査してやれるとなったら、地質調査を更に詳しくするものなのか。そもそも前回は何のために四隅でやったのかなと思うのと、大体それに幾らか予算がついていて、結構するなと思ったので、かなり詳しく調べたのかなと思いました。

というのは、割と前からあそこは、あんな所に建てたら水が出るのではないかなど、いろいろ言われている場所なので、それを懸念していた中で地質調査をしました。今は建てられますという雰囲気、来ているのだと思うのだけれど、四隅の事前調査では何が分かったのですか、幾ら掛かったのですか。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、長池委員より、地質調査につきまして御質問を頂きました。

先ほど申し上げましたが、藍場浜公園西エリアにおける地質調査につきましては、令和5年度から令和6年度にかけまして事前調査をいたしました。

駐車場に影響がない敷地の四隅を調査させていただきまして、調査結果ではおおむね敷地の西側では20m、東側では45mの深さに安定地盤となる支持層が存在することが判明したところでございます。

設計業務の実施に当たりましては、更に詳細な情報が必要になってくるかと思えます。その中で今回実施済みの四隅の中間地点付近の新たな4地点において速やかに調査を行い、設計業務のスピードアップを図っていきたいと考えております。

なお、前回調査での支出額につきましては1,457万円となっております。

長池文武委員

安定地盤があったということですね。それであそこで建てていいということが前回決まったということですね。そういうことでしょうか。安定地盤が40何mということだから。

違う所を調べたら埋蔵文化財が出てきたというのではないですか。これも掘ってみなければ分からないですよ。分かりました。次は詳細に調べていくということですね。

今、埋蔵文化財で思い出したのですが、前に建てようとしていた所の埋蔵文化財はどうなっているのですか。

櫻木文化振興課文化資源活用室長

旧文化センター跡地のエリアにつきましては、徳島城の関連遺構として考古学的価値が高いものと考えられており、現時点で埋設されており、今後の活用方法等も含めて、遺跡の取扱いについて考えてまいります。

長池文武委員

矢板というか、何かで覆われていて、前を通る時に余り見えないのだけれど、埋めてあるということですね。

重要な遺跡だったら、掘ったらいいいのではないですか。どんな予定になっているのか。観光でしょう。まちづくりでしょう。街の真ん中に重要な遺跡が眠っているのでしょうか。なぜ放置しているのですか。理由を教えてください。

櫻木文化振興課文化資源活用室長

遺跡に関しましては、長池委員がおっしゃいましたとおり、現時点で現地に埋めて保存してある状態になっております。

活用方法につきましては、今後仕様等が具体化しましたら、それに応じて考えていくことになっていくかと思えます。

長池文武委員

是非、掘ってください。あんな街の真ん中であって、どうするのですか。あの跡地を、鉄道高架、車両基地にするにしても先に掘ったらいいいのではないですか。違いますかね。私だけおかしいことを言っているのか。

（「間違っていない。」という者あり）

間違っていないですね。

鉄道高架は順調なのですか。本当に鉄道高架はどうなっているのかと県民に聞かれるのです。教えてください。

多田都市計画課まちづくり室長

ただいま、長池委員より、鉄道高架事業の現状について御質問を頂きました。

本事業については、踏切を除去することにより分断された市街地を一体化し、都市交通の円滑化や人が行き交う回遊性の向上につながるなど、県都のまちづくりに大きな効果が期待できることから、まちづくりの主体となる徳島市と適切な役割分担を定めた上で事業

を進めております。

これまで平成18年度にＪＲ高徳線徳島駅西からＪＲ牟岐線文化の森駅付近までの区間において、国から新規着工準備箇所の採択を受け検討を重ねてまいりました。

そうした中、令和6年11月に今の新計画となる旧文化センター跡地への車両基地移設を新たに県から提案しまして、同年12月から県、徳島市、ＪＲ四国の３者において、まちづくりの検討、車両基地の場所、事業の進め方の３項目に関する実務的な協議を行ってまいりました。

そうした中、本年２月、徳島市から厳しい財政状況などを理由に費用負担や事業区間の見直しなど、あらゆる観点から事業の在り方を検討したいと申入れがございました。

これに対し、県としましては、鉄道高架はまちづくりの手段の一つでありまして、見直しの議論を進めるためにも、徳島市が考える県都のまちづくりのビジョンを示してほしいと要請し、この度、徳島市において20年から30年後を見据えた中心市街地のグランドデザインを本年度中に策定するとの方針が示されたところです。

県としましても、検討が円滑に進み、早期にまちづくりの具体的な姿が示されるよう、しっかりと協力をしてまいりたいと考えております。

長池文武委員

私は県民にどう説明していいかが分からない。

話はしているのだろうけれど、少しも進んでいないと言っていいのか。着実に鉄道高架は前に進んでいるのか、どちらなのですか。

多田都市計画課まちづくり室長

長池委員より、鉄道高架の今の進捗状況ということで御質問を頂きました。

先ほど申しましたように、徳島市から財政事情などを理由に費用負担や事業区間の見直しなど、あらゆる観点から事業の在り方を検討したいということで今、正にそれを含めたまちづくりの検討が進められているところでございます。

そういった中で県としましても、そういった検討が円滑に進むよう協力してまいりたいと考えております。

長池文武委員

鉄道高架は検討中と、分かりました。

今、どちらが検討しているのかと言ったら、徳島市が検討しているということですね。県が検討しているのですか。していないのですか。止まっているのですか。一言も止まっているとは言っていないですね。

徳島市が20年先のまちづくりを検討しているのでしょうか。それでいいではないですか。埋蔵文化財は保存してある。本当に困りました。

まちづくり・魅力向上対策特別委員会です。街はどうするのかというところは、ずっと話をしています。遺跡はずっと埋めています。やっと掘り出したのが、地盤の地質調査をやろうかぐらいなものです。結果として、この３年間、どうしていたのかという話です。

せめて文化財だけでも掘っていたらよかったのに。それで、そこを観光地にして、その

上に鉄道高架をするなり、何なりするビジョンを描いて、何か少しでも進んでいたらよかったのに。

唯一、進んでいると思った万代中央ふ頭まで何か変な感じになってきていますし、困った話だなと思っておりますが、今日は、まちづくり・魅力向上対策特別委員会の付託委員会の一発目なので、多少は付託のことも聞かなければいけないなと思っておりまして、がらっと変えます。

一つだけ予定していたのがあって、公共交通の補助金が出るのがあったでしょう。バスとか、船とか、何かありましたよね。

船というのは、資料の細かい予算まで見ていたら2隻くらいかなと思うのだけれども、あれは南海フェリーでいいのですか。

橋本交通政策課長

ただいま、長池委員より、6月補正予算でお願いしております地域公共交通事業継続応援事業について、補助対象事業者の御質問だと思います。

補助対象事業者としましては幹線系統バス事業者、タクシー事業者、第三セクターの鉄道事業者、フェリー事業者でして、フェリー事業者に関しては、南海フェリーを想定している予算でございます。

長池文武委員

南海フェリーにもちゃんとするというところでございます。

タクシーは公共交通なのか。公共性が高いなとは思っているのですが、今回の事業でタクシーが入った理由というのは、県行政として、基本的にタクシーは公共交通という認識でいいのですか。このあたりを整理させてください。

橋本交通政策課長

ただいま、長池委員より、公共交通におけるタクシーの取扱いということで御質問を頂いてございます。

かつては公共交通といえば鉄道、バスといったところが一般的な線引きでありましたが、人口減少、利用者の減少で、地域の身近な移動手段というところでは路線バスですらキャパシティオーバーでございます。特に市町村などは、タクシー事業者にコミュニティバスなどを委託して移動手段を確保しているようなところがございます、全国的にタクシーも公共交通の分類に入っている状況かと認識してございます。

長池文武委員

私もタクシーは、公共交通かどうかと言われると微妙なのですが、特に、いわゆる鉄道とかバスの公共交通網が脆弱な所にはなくてはならない、必要なのだらうなと思うのです。

大体、鉄道やバスが脆弱な所はタクシーも脆弱でございまして、そのあたりをどうするかという中で、徳島県ではライドシェアはうまくいっているのですか。県内はどんな状況でしょうか。

橋本交通政策課長

ただいま、長池委員より、タクシー関連のライドシェア、日本版ライドシェアの御質問かと認識してございます。

日本版ライドシェアにつきましては、タクシー事業者が一般ドライバーを雇用した上でタクシー事業者の管理の下、自家用車によりまして有償でサービスを提供するもので、令和6年に国の制度としてスタートしています。

現在の本県の状況としましては、国の運輸支局に確認しましたところ、県内では12のタクシー事業者が日本版ライドシェアの許可を受けている状況でございます。12の許可事業者のうち実際に稼働しているのは1事業者で、それによってサービスを提供しているという状況と聞いてございます。

長池文武委員

多分、徳島県だけでなく、確かライドシェアというのはなかなかうまく広がっていないような話も聞きましたけれども、私は非常に面白い取組だなと思っているので、今後も注視していきたいのですが。

あと、私は夜の運転代行業者にすごくお世話になっていまして、それこそ夜中にバスも汽車もない時間に帰るには、そういう運転代行にお願いするしかないのですが、運転代行が公共交通に当たるわけではないと私も思っています。まだそこまではいっていない。

ただ、なくてはならないという中で、今回、補助というか、支援の対象として検討されたのですか。

橋本交通政策課長

6月補正予算の地域公共交通事業継続応援事業の対象事業者に関して、対象の線引きといったところで、代行事業者の扱いについての御質問かと認識してございます。

今回、燃料価格高騰等により厳しい状況にある公共交通事業者を対象に燃料価格の高騰分の相当額を支援するものでございます。

特にタクシーと運転代行というのは、一般利用者からすると似た分類になろうかと思えますけれども、タクシー運賃につきましては国による認可制度となっておりまして、運賃の上限、下限というのが定められてございます。

タクシーは今般のような急激な燃油高騰が発生しましたら、それを速やかに価格転嫁できる運賃制度とはなってございません。

それに対して代行事業者につきましては、運賃については許認可などの手続は必要なく、基本的には事業者の判断によって運賃を設定できますので、燃油価格の高騰なども柔軟に対応することから、6月でお願いする本事業に関しましては対象としてはいないというところでございます。

長池文武委員

タクシーというのは、運賃を上げたくてもすぐに上げられないのですよね。

ただ、上げようと思ったら横並びで上がる。つまり競争ではないのです。運転代行は自由競争の値段になっているので、自分の所だけ上げようと思っても上げにくい。

私から言わせると、タクシーの運賃を半年後でも、1年後でも上げればいいと思います。燃料が高いのだったら。運転代行は厳しいです。500円上げたくても、なかなか上げられない。

こういうふうに、実は現場と机上での話というのは、ずれが生じています。先ほど言った日本版ライドシェアも一般の人が会社に登録するのか、今、稼働しているのが1事業者と言っていましたけれど、代行の方は必ず一人は二種免許か何か免許が要る。資格を持っているから、運転代行の人を使ったらすぐライドシェアができる。

確か、人を乗せる資格を持っていない人が、普通の車両で運ぶのがライドシェアだったのですよね。何か田舎なら田舎なりの運用の仕方があるのではないかなと思うので、国が定めたことで、多分、利権もあるのだろうけれど、現状が割と地域に合っていないような机上の設計が多いので、せめて我々でできる範囲の多少のずれを修正するような補正を今後考えていってほしいなと思っている次第でございます。

この後もまだ、展覧会やら、何やらの件がたくさんあると思うので、そろそろやめます。

元木章生副委員長

私から何点かお伺いをさせていただきたいと思います。

「awaアワーproject」基本協定書の解除に向けた取組について、先ほど東条委員からもお話がございましたけれども、私からも確認をさせていただきたいと思います。

現在も旧協定が存続している状況といいますのは、見方によれば異なる事業スキームに関する協定が併存しているようにも映りかねず、法的な整理はもちろん、事業執行上のリスクや県民への説明責任の観点からも早期の解決が求められていると考えております。

県は旧協定が現在も有効な状態であることや、その状態を維持したままで藍場浜公園西エリアでの新たなホール整備を進めていることについて、道義的な観点から放置しておいて問題はないものなのか、お伺いをしたいと思います。

また、藍場浜公園西エリアでの新たなホール整備を進める中で、旧協定との関係をどのように整理して、いつまでにどのような形で決着を図る考えなのか。

さらには合意による解決を目指しているというお話が先ほどございましたけれども、J V側との協議が長期化した場合、県として法的な解除を進める考えはあるのか、併せてお伺いいたします。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、元木副委員長より、J Vとの協定につきまして何点か御質問を頂きました。

旧文化センター跡地での整備計画におけるJ Vとの基本協定につきまして、内容としましては主に事業の進め方を取りまとめておりまして、例えば金額や詳細な条件などについて交渉した上で合意に至れば業務契約を締結するといったことを規定しているものでございます。

よって、この協定自体は債権債務が伴う委託業務の契約とは異なる性質のものでございまして、違約金等の規定はなく現時点で具体的な損害賠償のお話もございません。

なお、旧文化センター跡地での整備計画におきましては、実施設計業務まで完了しておりますが、建築基準法等の関係法令に基づく諸手続を残した形で設計成果物を取りまとめ

ているため、直ちに工事契約ができる段階にまでは至っておりません。

県といたしましては、前計画に戻る考えはなく、協定をそのままにしておくべきではないと考えておりますので、協定の解除に向けた対応を継続してまいりたいと考えております。

新ホール整備につきましては、これまで議会で御論議いただき、都度、予算案をお諮りし、藍場浜公園西エリアで進めてきたところございまして、現在の状況が違法性のあるものとは認識していないところでございます。

そして、協定の解除につきましてでございますが、協定につきましては解除条項というのがございますが、今回の見直しにつきましては、このケースには当てはまらないものと考えております。このため、県といたしましては、協定第21条の、本協定書に定めのない事項、又は本協定に関し疑義が生じた場合は発注者と優先交渉権者が協議して定めるものとするという規定に基づきまして、合意による解除に向け、その意向を伝えているところでございます。

合意による解除というところで、JV側との協議が長期化した場合にというお話もございましたが、まずは丁寧に進めさせていただきまして、JV側からも説明を求められましたら、いつでも説明させていただきますとお伝えしておりますので、引き続き丁寧に進めてまいりたいと考えております。

元本章生副委員長

県では調整中という説明を続けておりますけれども、解除の申入れから長い時間が経過をいたしております。

藍場浜公園西エリアでの新ホール整備が具体的に進む一方で、旧協定が残ったままという状況は、大きな方針の変更があったにせよ、はしごを外された形となった旧基本協定の締結先に対して、県からはこれまで以上に懇切丁寧な説明責任もあろうかと思われま

す。つきましては、県としてより丁寧な説明を行った上で解決期限を設定して協議に臨んでいただきますよう、お願いをいたしたいと思ひます。

続きまして、新たなホールの整備について、何点かお伺いをさせていただきたいと思ひます。新ホールの独自性についてであります。

全国各地で今、ホール整備が進む中、単に新しいホールを作っただけでは多くの施設の中に埋没してしまひます。

徳島ならではの魅力を発信し、例えば中四国ですとか関西などからも多くの人を呼び込んで国内外から視察に訪れてもらえるような施設とするためには、音響性能や舞台装置等だけでなく、建築デザインや県産木材の活用、徳島県の歴史文化と海外文化との融合、更には蓄電池産業の集積を生かしたテクノロジーの活用など、ほかの地域にはない独自の価値を創出する視点が不可欠ではないかと考えております。

今回のプロポーザルでは、審査の重点をどのようなところに置いているのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、元木副委員長より、今回のプロポーザルの審査の重点をどこに置いているの

かという御質問を頂きました。

新ホールの整備に当たりましては、文化芸術拠点としての機能確保を優先しておりまして、まずは審査基準におきまして、快適な鑑賞環境、良質な音響環境、高い舞台機能、動線計画など、文化ホール施設としての機能充実を重視いたしまして、審査上の配点も高くしているところでございます。

さらに工期短縮、コスト縮減の観点に加え、周辺のにぎわい創出や藍場浜公園との親和性など、県都のにぎわいづくりへの寄与といった点につきましても重点的な評価項目として位置付けております。

その上でユニバーサルデザインや環境に配慮した省エネ性能への対応、また県民の避難場所となる防災機能の充実、更には県内企業の登用や地域経済への貢献、そして今、元木副委員長がおっしゃったような県産材の利用ですとか、そのような観点からも評価をさせていただくように考えているところでございます。

元木章生副委員長

これらの事業を行うに当たりまして、経費を捻出するためには、一般の企業や個人の方々から寄付を集めて財源を確保し、より良い施設整備につなげてはどうかと考えております。

基本実施設計事業者の選定におきまして、こうした中四国や関西等の周辺エリアにも無い、徳島ならではの特色あるホール作りをどのように評価をして藍場浜公園西エリア新ホール整備事業基本実施設計業務に反映したのか。今後の方針と共に県の考えをお伺いしたいと思います。

松本交流拠点戦略課長

ただいま、元木副委員長より、独自性のある本県新ホールをどのように進めるのかという御質問を頂きました。

藍場浜公園西エリアにつきましては、眉山を望む新町川沿いに位置するということで水都のランドマークとなることが期待できると考えております。全国的にもこのような周辺環境のホールは余りないところでございまして、この環境自体が独自性につながっていく、誘客につながっていくのではないかと考えております。

そのため、この度の公募型プロポーザルにおきましては、周辺環境との一体性、また県都のにぎわいづくりへの寄与という点を重視するポイントの一つとして掲げております。

例えば、新ホールから新町川沿いの遊歩道への円滑な動線、また周辺景観との親和性、これは共用ロビーからの眺望等も含みます。新町川に隣接するメリットを生かした提案を事業者に求めているところでございます。

また、公園内に位置することから、日常的に休息や散歩などの利用ができるように新ホールのオープンスペースを活用し、公園の代替機能を有する空間としての提案も求めているところでございます。

また、先ほど県産材のお話でしたが、内装などにつきましても、例えば仕上げ材等に県産材を可能な限り活用する。また県内の伝統工芸等を内装やデザインに取り込むことを検討するなど、事業者に対して提案に求めているところでございます。

また、国庫補助金や起債、寄付などのお話もございました。国庫補助金、起債につきましては多様なメニューが存在しておりますので、それぞれの要件も異なりますので、しっかりターゲット、狙いをつけ、その適用条件を意識しながら、これまでも検討してまいりましたし、今後の設計に当たりましても念頭に置いて進めてまいりたいと考えております。

今後、7月27日の二次審査を経まして優先交渉権者を決定していくこととなりますけれども、事業者からの提案を踏まえながら設計業務の進捗に併せて、更なる具体化を図ってまいれればと考えております。

元木章生副委員長

着実な進捗がなされているということでございます。この資料を見ておりましても、音楽、オペラ、舞踊演劇、伝統芸能など幅広いジャンルの公演の開催を目指して、舞台説明と技術革新に対応するとともにメンテナンスのしやすさなども想定して中長期的な観点で進めていくということでございます。

是非めり張りをつけて、他の施設との役割分担にも配慮しながら一日も早い完成に向けて取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、あすたむらんどのリニューアル基本構想についても確認をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、あすたむらんどは開園以来、科学や自然、ものづくりを楽しみながら学べる施設として、県内はもとより四国各地から多くの子供たちや家族連れに親しまれてまいりました。

今回の基本構想では、国内外から若者や観光客を呼び込み、持続可能な収益構造を構築するという新たな方向性が示されております。

もちろん施設の魅力向上や収益性の確保は重要でありますけれども、一方でリピーターの方々など、従来の利用者層とのバランスにも十分配慮する必要があると考えております。

そこでお伺いいたします。先ほどのホールと同じですけれども、まず国内外から若者や観光客を呼び込むためには四国や関西圏にもない、独自性、特色を打ち出していくことが求められると考えます。具体的にどのようなコンテンツや体験価値を想定しているのか、お伺いをいたします。

小溝交流拠点戦略課施設活用推進室長

ただいま、元木副委員長より、あすたむらんどのリニューアルに向けて、国内外から新たな利用者層の獲得に向けて、こういったコンテンツを想定しているのかといった御質問を頂いております。

あすたむらんどは今年で開設25年を迎えて、これまでも入園者数が1,000万人を超える一方で、社会情勢が変化する中、施設の老朽化が進んでおりまして、いろいろ課題が顕在化しているところでございます。

こうした状況下の中、施設の見直しにつきまして、これまで県民アンケートと在り方検討会における意見も踏まえまして、リニューアルの基本的な方向性を示す、あすたむらんどリニューアル基本構想の策定作業を進めてまいりました。

令和8年2月の定例会におきまして、基本構想素案をお示しさせていただきまして、更

に3月から4月にかけてのパブリックコメントを実施しまして、こういった御意見も踏まえまして、この度、あすたむらんどリニューアル基本構想を策定したところでございます。

こちらの基本構想の中で、目指すべき施設の将来像としまして、徳島にしかないテーマパーク、年間60万人のにぎわい創出、更に持続可能な収益循環の創出の三つの柱を掲げ、その実現に向けてエンターテインメントを通じた学びの拠点を目指していくといったところを基本方針とさせていただいております。

今まで御利用いただいている子育て層の皆様の利便性の向上を図っていくための取組に加え、この度の更なる利用者層の獲得に向けた取組として、基本構想の中におきましても、若者、大人、観光客をターゲットとしました新たなにぎわい創出というところで、若い方が集まっていただけのような野外のイベントや夜間のイベントの充実といった、これまで利用が少なかったような時間帯、エリアも活用していくといったことを掲げさせていただいております。

こうした様々なイベント活用に向けて基盤整備や夜間利用に即したような環境整備も必要になってくると考えております。この度提案させていただいた6月補正事業で具体的な整備内容、整備仕様について、今後具体化を進めていくことになっておりますので、検討を進め、再整備を効果的で効率的なものにしていきたいと考えております。

元本章生副委員長

年間60万人、そして収益の向上、エンターテインメント拠点といったような目標を設定されて、幅広い方々に訪れていただける施設を目指していきたいという御答弁であったかと思えます。

拠点施設というのは収益を目指そうとすればするほど、広いエリアから訪れていただく多くのお金を落としていただくという発想になりますけれども、一方で県内の子育てをしている保護者の方々からしますと、少しでも安く気軽に何度でも足を運べるようにしてほしいといったジレンマも起こってくるのかなと思っております。

私は、これからのあすたむらんどを考えていく上では、まず何よりも今、県内で子育てをしておられる県民の方が、子供を連れて気軽に何度でも足を運べる施設とすることが大前提であると考えております。

その上で県外や海外からの人を呼び込む魅力を高めていくことが、本来あるべき姿ではないでしょうか。

県民の満足度と観光誘客、収益性、この三つをどのように両立させていくのか。基本的な考え方をお伺いいたします。

小溝交流拠点戦略課施設活用推進室長

ただいま、元木副委員長より、あすたむらんどのリニューアルに向けて、これまでの子育て層の皆様の使いやすい環境づくりと、新たな利用者層の獲得、更に収益構造の改善をどうやって両立していくのかといった御意見、御質問を頂いております。

元木副委員長がおっしゃるとおり、あすたむらんどはこれまで多くの方に御利用いただきまして、子育て層の皆様に気軽に安心して使っていただける環境というところで、これまでの評価を頂いているものと認識をしております。

今後のあすたむらんどリニューアルに向けましても、こういった皆様のお声もしっかり踏まえた上で、より使いやすい環境づくりに加えて、更に新しい層の獲得というところに取り組んでいかないといけないと考えております。

これまで御利用いただいております、子育て層の皆様の満足度向上を図りつつも、新しい利用者の更なる獲得などを目指して、これからも県民に選ばれる施設作りを進化させていきたいと考えております。

前回のパブリックコメントでもございましたけれども、あすたむらんどが有している今までの教育的、社会的機能は、今後のリニューアルにおいても施設の重要な機能であると考えております。

あすたむらんどが今後、数十年間愛される施設となるためにも、公共性というのはしっかり確保した上で、施設の魅力の最大化と持続可能な運営に向けて今後、最適な事業スキームの構築に努めてまいりたいと考えております。

元木章生副委員長

これからのあすたむらんどに期待をしている県民の方は、たくさんいらっしゃると思います。

是非、設立当初の原点に立ち返りながら、新しい時代にしっかりと対応した取組を進めていただきたいと思います。

最後に、井川スキー場腕山の存続とにし阿波観光についてお伺いさせていただきます。

三好市井川町の井川スキー場腕山は昭和初期に開設され、長年にわたり県西部の冬季観光を支え、本県及び南四国唯一のスキー場として多くのスキーヤーや家族連れに親しまれてきました。

しかしながら、暖冬やスキー人口の減少による利用者の減少、施設の老朽化など、様々な課題から本年をもって営業が停止されることとなりました。

県西部において貴重な観光資源かつスポーツ交流拠点であった施設の休止は、にし阿波の経済や観光、にぎわい振興の面で大きな影響が懸念されております。

腕山の周辺は豊かな自然環境や眺望に恵まれ、冬季以外にもキャンプやアウトドア、スポーツ合宿、自然体験、環境学習など、多様な活用の可能性を有していると考えております。

また、近隣にございます腕山放牧場は三好ジオパークのカルチュラルサイトに位置付けられ、多くの方々が足を運んでおられます。

県内の多くのスキー愛好家の方々から井川スキー場腕山の存続を求める声が多く、たくさんの署名が三好市に対して送られているところであります。

過去にスキー場整備に当たって、県から様々な支援がなされてきたと承知をいたしております。

そこでお伺いいたします。県は井川スキー場腕山の休止をどのように受け止めているのか。また地元や関係団体等と連携しながら、今後の施設活用やにし阿波の魅力度アップに向けて、これまで以上にプッシュ型の支援を行ってはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

中島観光政策課にし阿波観光振興担当課長

ただいま、元木副委員長より、井川スキー場腕山の休止についての受け止め、また県の支援について御質問を頂戴いたしました。

にし阿波の観光振興の観点からは、冬場の閑散期に県内外からの誘客につながる有力なコンテンツの一つでございました井川スキー場腕山の昨年度末での営業休止は、本県の観光振興にとって非常に残念なことであると認識しております。

一方で、昨今の円安や原油高による光熱水費の相次ぐ高騰、温暖化に伴うゲレンデコンディションの維持の難しさ、施設老朽化による修繕に伴う維持管理費の増大などに伴う経費面の増大に加えまして、スノースポーツの競技人口の減少に伴う集客の減少が進み、井川スキー場腕山の利用者につきましても平成13年度の9万2,000人余りをピークに減少が続き、昨年度はコロナ禍を除いて、ほぼ過去最低のレベルとなる1万6,000人余り、ピーク時の2割未満へと落ち込んでおります。また、県内外の近隣のスキー場におきましても、相次ぎ休止や業態の変更などを強いられている現状を鑑みまして、このような経営課題が山積する中、現状のスキー場としての運営継続は非常に厳しいものであると認識しております。

なお、本件に関しましては、地元三好市の高井市長が本年3月の三好市議会におきまして、「いろいろな企業や民間のお力をお借りして受けてくれることができたらと、まずは民間事業者施設の運営を委ねたい。」とのお考えを示されたところでございますので、このような状況を踏まえまして、スキー場の設置者でございます三好市の対応を注視するとともに、県として協力できることにつきまして研究してまいりたいと考えております。

元木章生副委員長

民間に委ねるというお話でございましたけれども、是非、県としても積極的にこの問題に関わっていただきまして、徳島県が誇る自然、資源、そして資産ともいえるスキー場の存続に向けて積極的な後押しをお願いしたいと思っております。

にし阿波の観光振興や交流人口の拡大が進められていく中で、井川スキー場腕山の休止というのは県西部の観光コンテンツの減少につながることでございます。

仮にスキー場としての利用が不可能であると判断された場合でも、施設の撤去費用は膨大であり、跡地の活用についても十分な議論の下、にし阿波観光の再生につながる取組を進めていく必要もございます。

スキー場などとして再開の可能性を探りつつ、三好市や県スキー連盟など関係団体と連携した積極的な支援を要望して、質問を終わります。

岡田理絵委員長

まだ委員会は続くのですが、一回休憩を取りたいと思います。

再開は40分でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは休憩します。（14時26分）

岡田理絵委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（14時36分）

この際、申し上げます。仁木議員から発言の申し出がありました。委員外議員の発言につきましては議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含め、おおむね15分とする申合せがなされております。

まず仁木議員から趣旨説明をお願いします。

仁木啓人議員

私からは展覧会問題についてと、時間があればインバウンドの海外誘客と南海フェリーについてさせていただきたいと思います。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。仁木議員の発言を許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは仁木議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

仁木啓人議員

パネル資料をお願いできますか。私からお配りさせていただく資料をパネルにしてあります。これは事前委員会の議論を踏まえた上で、本会議でこの件を挙げさせていただく際にパネルを用意していたわけなのですけれども、政務活動費を使ったので、ここでお目見えさせておかなければと思ひまして、説明させてもらいたいと思います。

長池委員のような観点で申し上げたいのですけれども。実は私は、県議会議員として8年活動していきまして、毎回3枚ずつパネルを作っていますので、24枚のパネルがあるわけなのですけれども、同様に、あそこの万代中央ふ頭で私が議員活動のパネル展をしたら、これは規制されるものなのではないでしょうか。教えてください。

岡田理絵委員長

小休します。（14時39分）

岡田理絵委員長

再開します。（14時39分）

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、パネル展の中身についての御質問がございました。

展覧会の開催が予定されていた倉庫につきましては、本来、条例上認められていない倉庫以外の利用をまちづくりに資する場合に限りということで、パネルにもありますように徳島県の港湾施設管理条例第6条の規定に基づき占用許可をしているものということでございますけれども、万代中央ふ頭の規制緩和の運用指針も適用するとともに、覚書を締結することにより万代中央ふ頭のにぎわいづくり構想に沿ったまちづくりを担う事業者に厳

選した上で、倉庫以外の利用を特別に認めているものでございます。

港湾施設管理条例に規定するもの以外に基本的な事項を定めることにより、規制緩和の公正かつ円滑な浸透を図り、万代中央ふ頭の適正な発展に資することを目的に運用指針というのは定められております。また、覚書につきましては、運用指針第5条2項において新たな用途の利用を図る倉庫所有者は占用または使用に先立って万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会への参加、それから活動に協力することと、それと新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示要請に従うことといった4項目に同意した上で、覚書を締結すると規定されているところでございます。

この度の事業につきましては、本展覧会の開催目的等が県と倉庫所有者が双方合意して締結した覚書の第1条に規定されているにぎわいづくり構想の実現につながらないと判断されたため、覚書の第8条の規定に基づき、倉庫所有者に対して展覧会の開催場所として認めないように要請を行ったというものでございます。

仁木啓人議員

私の議会のパネル展はしていいのですか。いけないのですか。どちらですか。

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、このパネル自身の展示につきまして開催できるかどうかでございすけれども、こちらの展覧会の開催目的につきまして、倉庫所有者を含む締結した覚書第1条の構想につながるかどうかといったところの判断というのをしていくとのことで、今すぐこれができるかどうかというのは、今後……。

仁木啓人議員

その内容を判断していくという部分が問題だという議論があったわけです。検閲に当たるかとか、いろんな部分があるのではないかと。

ただし、我々議員には議員活動の自由がありますし、そういった部分も規制されていくのかということについても、甚だ疑問を感じることは否めないと思います。

内容に入りますけれども、この行為の規制は第4条第5項というところでありますから、パネルには、そこの部分を映させていただいたわけなのです。事前委員会におきましては、ここの部分について、この展覧会は、どの行為にも当たらないのではないのかと、この条例上に根拠はないのではないかとというところが否めなかったわけです。

だから、そこをお聞きしたいと思っていましたけれど、それよりも重要となってくるのは、本会議の答弁でありましたのは第6条を引用した部分であるということなのですから、この第6条は、いわゆる運用というか、倉庫の占用を認める条文になります。認める条文は許可の部分の関係になってきますから、この部分で止める根拠を引用することは読み込めないと思います。

これは、許可なくやった場合においては5万円の過料に処するという罰金刑まで入っている部分ですから、ここは許可なくやった場合ということであって、許可を行う時にどうだったのかという部分ではないと思います。

それに加えて、覚書というのは、私人との契約というか約束事項になってきますよね。

その上で、この覚書というのは、第三者の表現を止める権限はないのではないかと。

これまでの議論にあったように、住民の権利を制限するためには条例の、明確な根拠が要るわけであって、ここの部分というのは、そういう中でいえば、どれがその規制に当たるのか。徳島県港湾施設管理条例の条文において、どこになるのかというのを明確にお答えいただきたいと思うのです。徳島県港湾施設管理条例でしか、規制はできないわけなのですから。規制を行う際は、条例にうたわなければいけない。だから、それについて、どの条項なのか教えていただけますか。

今の話で私が申し上げたのは、第6条ではないですよという話です。第6条以外でどこに定められるのか教えてください。

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、条例のどれに基づいて今回の要請が行われたかとの御質問でございます。この展覧会が予定されていた倉庫というのは、条例に基づいた規制緩和の運用指針の第5条第2項において……

（「条例のどこの条文なのか言ってください。」という者あり）

条例の第6条の占用許可に基づく、関連するものでございます。

この第6条には、占用許可を受ける条件として記載されているという前提がございまして、それに基づく運用指針という建て付けでございまして、この運用指針を規制緩和する時に適用しているものでございます。

仁木啓人議員

この第6条については、第4条の行為を行う場合においてということだと思うのです。

だから規制がどこなのかというのは、第6条を緩和するために、運用指針を定めているだけであって、この第4条の中にも展覧会はどの行為にも当てはまらない。読めないでしょうという話なのです。

だから、ここの部分について、どこなのかと。どこなのかということについて説明ができないということは違法性があるかもしれないと疑われても仕方がないのではないかなと思うのです。

ここの部分は、しっかりと整理した上で、整合性がつかないなど、法的根拠が薄いなどなってきた場合は、県としてもしっかりと、そういう部分についての態度というのを示さなければいけないと思います。

だから、ここの部分をしっかりと整理されて、本当にこれで大丈夫なのか、違憲かもしれないと思うのだったら、要請したことについて、要請した方にしっかりと謝罪するなり、何らかのことをしなければいけないと思いますけれども、その点どう思いますか。

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、今回の要請は条例のどの条文に基づくかという御質問でございます。

元々、港湾施設は民間が倉庫を利用する、設置する場合というのは港湾法に基づいて、用途を貨物を保管する物流倉庫等に限定しております。

このため、港湾運送事業法の許可や倉庫業法の登録を受けた港湾荷役業者や倉庫業者などに限られて、港湾施設管理条例第6条に基づいて占用許可を得ることで倉庫を設置することが可能となっております。

議員のおっしゃる第4条の話もございますけれど、この倉庫につきましては条例第6条の規定に基づき占用許可しているものであり、規制緩和の運用指針の適用とともに覚書の締結によって、特別に利用を認めているものでございます。

この占用許可に当たり、行為の規制を定める条例第4条の項目等も含めて、規制緩和の運用指針というのを適用しているというところでございます。

仁木啓人議員

運用指針自体が条例を上回った規制を掛けていいのかという話なのです。

だから、そこをずっと議論しているわけであって、それが適正ではないということが否めないのであれば、その部分については、しっかりとした対応をしたらいいのではないかと。私はこれがおかしいのではとか、あれがおかしいのではと言っていない。

だからそろそろ向き合って、前を向いたことをしたほうがいいのではないかとやっているわけなのです。

最後に申し上げますけれど、徳島県事務決裁規程もそうなのですが、本会議では、知事まで報告した上で徳島県事務決裁規程の第6条の課長の共通専決で決裁したということなのです。けれども、第15条には重要と認められるとき、異例に属するもの又は先例となるおそれ、そして大きな紛争を生じるおそれのある事項は専決できるものであっても、上司、すなわち知事の決裁を受けなければならないと定めているのです。

今回の表現の自由に関わり、報道でも大きな紛争が生じた開催直前での中止がなぜ課長の共通専決なのか。第15条と別表第1にも定めています。正に別表第1の22号、23号に当てはまるものでないのかというところなのです。

最後に聞きますけれども、これはそういった事態だったのではないのかとの認識はないのか。その認識であれば徳島県事務決裁規程にそぐわないのではないのかというところですが、どうですか。

岡田理絵委員長

時間なので端的にお答えください。

村上港湾政策課長

今回の要請につきましては、運用指針の第5条第2項に基づきまして、事前に双方合意して締結した覚書に基づいて要請をしたものでございます。

5月29日に要請を行う方針を決定して、知事まで報告した後に、徳島県事務決裁規程の第6条における、課長の共通専決事項に基づいて決裁を行い、同日中に要請文書を発出したというものでございます。

岡田理絵委員長

時間なので端的に質問してください。

仁木啓人議員

徳島県事務決裁規程第15条に該当しないかという質問です。

村上港湾政策課長

ただいま、仁木議員から、徳島県事務決裁規程についての御質問がございました。

繰り返しになりますけれども、徳島県事務決裁規程の第6条における課長の共通専決事項に基づいて決裁を行い、今回要請をしたというところでございます。

仁木啓人議員

第15条で答えてくれと言っています。

岡田理絵委員長

もう時間ですので。

それでは引き続きまして、立川議員から発言の申し出がありました。

まず、立川議員から趣旨の説明をお願いします。

立川了大議員

展覧会中止問題と、時間があれば「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の県観光協会関係を聞きたいと思います。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りします。立川議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは立川議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

立川了大議員

時間もないので端的にいきたいと思います。淡々といきたいと思いますので教えてください。

まず展覧会中止問題です。中止要請につきまして、手続の不備だということで繰り返し答弁をしていることについてお聞きさせていただきます。

開催目的は、開催者のウェブサイトから最初から明記されておりました。倉庫所有者が直前になって内容を確認したのかを知る由はありませんが、客観的事実として申し上げますと、開催目的はイベントが企画された5月初旬から公表されています。その時期から明記されているので、知事は5月9日に内野氏の事務所を訪問したのではないのでしょうか。

開催時期の詳細が具体化していなかったと言いますが、開催日は6月1日と決まっていました。集客の様子を見つつ、いつ終わりにするかを決めようとしたものだと言っておりまして、これは不自然なことではありません。

いずれも、ここで県が問題として挙げているのは、全て本質的な問題ではありません。不備でもない手続を不備と何度も言い、中止要請を出した理由は、その書面では展覧会の内容そのものと明示しているにもかかわらず、手続論にすり替えようとしている県の姿勢には呆れております。

また、この手続は、展覧会を開催しようとする主催者と、その場所を提供する倉庫所有者との間のことであります。この民間との手続を問題とするなら、事前にそのような審査基準を設けるべきであります。

徳島県行政手続条例第5条第1項には、許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準を定めるものとするとして、更に第2項には、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないとされています。

今回の万代中央ふ頭でのイベントにつきましては、そもそも許認可の対象となるようなものではないです。しかしながら、この度、県は民間の社会経済活動を中止させる要請を出されたわけでありますから当然、許認可に準じた行政手続が必要となります。これはいわゆる当然解釈と呼ばれる法理であります。

覚書に基づいた中止要請は前例がなく、本展覧会で初めて出されました。それほどまでに問題となるような手続の不備というのは、具体的に何なののでしょうか。

にぎわいづくりに資するなどの抽象的な基準しか示せない場合は、徳島県行政手続条例違反となるおそれもあります。

ここまで手続を問題視されるのですから、にぎわいに資するという目的に沿わないなど別のことに理由をすり替えるのではなく、手続のどこが不備なのかを具体的かつ明確に、どの審査基準に基づくのかをお答えください。

村上港湾政策課長

ただいま、立川議員から、手続の不備についての御質問がございました。

万代中央ふ頭におきましては、倉庫以外の目的で利用する場合は、まず倉庫利用者が万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会への事業報告をして規制緩和の運用指針に基づき、その内容が構想に合致しているかどうかの審査を受けることとなっています。

その上で運用指針に規定されている万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会に参加、それから新たな用途での利用に関して港湾管理者及び協議会会長の指示、要請に従うことなどの4項目の条件に同意する必要がございます。

同意した上で倉庫所有者、倉庫利用者、県の3者で覚書を締結した場合に限り、倉庫以外の目的での利用を特別に認めているということでございます。この覚書につきましては、双方が合意して締結したというところでございます。

なお、今回のようなイベント開催の目的では、倉庫を第三者に使用させる場合においては覚書に基づき報告を求めることとしておりまして、この度5月25日に報告がございました。

そのあと5月28日にヒアリングを行いまして、そのヒアリング結果の内容等も総合的に判断して、万代中央ふ頭のまちづくり及び活性化につながらないということで、覚書に基づいて要請を行ったところでございます。

立川了大議員

次にいきます。

先の本会議において知事が、口頭のみ、書類のみ、計画が変わる、このようなイベントに対して県民の尊い財産を貸したようなことは聞いたことはないという御答弁されています。

この書類のみの意味が全く分かりませんが、これを除くと口頭のみ、計画が変わるイベントに対して、県の財産である県有地を貸したことはないということのようです。知事がここまで言い切っておられますし、殊更ここまで書面契約にこだわる姿勢を見せる県ですので、これまでの万代中央ふ頭で開催されたイベントについて、全て書面で把握し記録も残しているものと思います。

これまで万代中央ふ頭におけるイベントにおいて、倉庫所有者とイベント主催者との間で事前に契約書面が存在していることを把握していたイベントの事例を直近5件挙げていただきたいと思います。

これは事後ではなくて、事前の計画や告知段階で県が把握していた事例で御答弁をお願いいたします。

村上港湾政策課長

ただいま、立川議員から、覚書に基づいた事例ということでの御質問でございます。覚書に関しましては運用指針に基づいて締結するものでございますけれども、今回のようなイベント開催の目的で倉庫を第三者に使用させる場合については、覚書に基づき報告を求めることとしております。

イベントの開催内容について、例えば単発のイベントとかについては、今まで報告を受けている事例はございません。

立川了大議員

最後が聞き取れなかったので、もう一度はっきりおっしゃってください。

最後の部分だけでいいです。

村上港湾政策課長

イベントの開催目的で倉庫を第三者に使用させる場合については、覚書に基づき報告を求めていることとしておりますけれども、数時間や数日のイベント等による単発で短期の倉庫利用については、特に報告を求めているというところでございます。

立川了大議員

分かりました。次にいきます。

話題を変えます。「Let's go Tokushima」海外プロモーション事業の県観光協会の件で1点だけお伺いさせていただきます。副理事長に6月から業務委託をされたと、5月の理事会でその決定をされたということですが、ここに原観光政策課長が出席されていたと先ほど認識したのですが、それでお間違いないですか。

原観光政策課長

ただいま、立川議員から、県観光協会の理事会の件で御質問を頂きました。
その時の理事会に、私は県観光協会の理事として出席させていただいておりました。

立川了大議員

出席されていたということです。そうしたら県観光協会の副理事長の会社ということで、利益相反の疑念というか、私もこれは大丈夫なのかと、この話を聞いた時に思います。
その理事会の中で、例えばこれはやらないほうがいいという反対意見や利益相反になるのではないかとこの指摘はあったのでしょうか。なかったのでしょうか。教えてください。

原観光政策課長

ただいま、立川議員から、その時の理事会の中の内容について御質問を頂きました。
私は出席をさせていただいておりまして、その時は反対意見があったと記憶しております。

立川了大議員

反対意見があったと今おっしゃったのですか。聞こえなくて。

原観光政策課長

繰り返しになりますが、私の記憶では反対があったと認識しております。

立川了大議員

分かりました。
なんだか急いだら時間が余ってしまったのですが、これで終わりたいと思います。

岡田理絵委員長

それでは続きまして、扶川議員からの発言の申出がありました。
まず扶川議員から趣旨の説明をお願いします。

扶川敦議員

同じく万代中央ふ頭のことでお尋ねします。

岡田理絵委員長

委員各位にお諮りいたします。扶川議員の発言を許可したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。
質疑をどうぞ。

扶川敦議員

今、立川議員が聞かれたことにも関係するので、事実関係だけ先に聞きます。

5月中旬、主催者が倉庫所有者に使用の申入れをしたのは、文書ですか。口頭でしたか。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川議員から、万代中央ふ頭のことについての御質問でございます。5月中旬に展覧会の内容が報告されたのは口頭かどうかということでございますけれども、県に対しましては5月25日に倉庫所有者の方から開催の旨の報告を受けております。

その際、5月中旬に主催者からは口頭での報告があったということを踏まえて内容を精査した結果、5月25日に県に報告があったと聞いております。

扶川敦議員

時間ないので、分かりました。

県は5月25日に初めて知ったわけですね。展覧会の内容を知った倉庫所有者が不安になって報告したのを受けて、初めて知って、その後ヒアリングをして知事まで意見を上げて万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会会長にも報告した。協議会会長はどうおっしゃっていたのですか。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川議員から、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の会長はどういった御意見だったかということでございます。5月29日に県で要請を行うこと意思決定を行った後に協議会会長には御説明に伺い、要請することについて御了承を頂いたというところでございます。

扶川敦議員

了承の中身が知りたかったのですけれど。時間がないからいいです。

私は応援しているのです。こうして見ると、条例から指針、覚書という一般法から特別法へという流れですが、順次、条例に書かれていないものについては指針に送り、指針に書かれてないものは覚書に送り、覚書の内容に基づいて要請したという流れを確認したかっただけです。私は基本的に問題ないと思っていますのです。

それよりも問題は、要請書の使用を認めない理由が表現の自由を侵害するかどうかです。徳島新聞で慶応大学の横大道先生が、要請は安全面や騒音対策等、施設管理上の問題である場合に出せるが、展示の内容に口を出す根拠にならないと説明をしておられます。私もそう思うのです。

具体的に検討すべきなのは、施設管理上の問題が生じ得るかと思います。徳島のにぎわいづくりというのは、先ほどのあすたむらんどもそうですが、県下最大で言えば阿波おどりです。立川議員も頑張っておられます。

これに県道を使用する場合は警察が道路交通法に基づいて期間限定で使用を認め、道路管理者の県は道路法に基づいて占用許可を与えると。その規制についても安全確保に必要な範囲であって、踊りの内容や思想により行政が選別したら憲法違反です。例えば、実行委員会が県政批判のパフォーマンスを禁じて、栈敷に入る連を選別したりすると大変なこ

とになります。

しかし、誰でも共感できる平和、環境、人権等はともかく、実際に県政批判や国政批判を含む特定の政治スローガンを看板に掲げた連が公式の演舞場にどんどん踊り込んできたら、阿波おどりの美しさ自体を損なうのではないかと思うし、当然そう感じる観客は不快感を持ったりする。また、その場で意見が違う観客から罵声が飛んで争いになる可能性すらあります。

これは施設管理上の問題に関わってくるわけです。そこで、実行委員会が表現の自由と公共の福祉の両立を考えて、どんな問題でも、例えば平等にプラカードや、横断幕や、ビラ配布や、演説という表現や主張の手段については、その内容にかかわらず一律に禁止してイベントそのものを守る規制をしても、思想信条の自由や表現の自由の侵害にならないと私は思います。

こういう考え方を万代中央ふ頭に当てはめると、まず横大道先生もおっしゃっているように、倉庫自体は公の施設ではないので、これは民間所有者がいますから、私人である倉庫所有者が御自身の財産権に基づいて、その政治活動を拒否しても何ら問題ありません。倉庫所有者にも思想信条の自由、表現の理由があるわけです。それを拒む理由もあります。

それでも公権力である県が、倉庫管理者に目的外使用を許可する側の立場ですから、これを利用して、例えばよく悪口を言われますが、県の施策にたてつくことは許さないなんて言っているのではないかと、実際にそういう圧力を掛けたら、当然、思想表現の自由の侵害になります。

しかし、この間の答弁を見ましても、そんな意図はないと明言するだけではなくて、実際、県有のあわぎんホールを使ったら問題ないと言っているのだから、それは額面どおりに受け止めるべきだと私も思います。

しかし、万代中央ふ頭エリアの倉庫が建っている場所は、あわぎんホールのように何でもかんでも自由に使える場所ではないのも、そのとおりです。

そして県有地の上で許可する以上、県が思想表現の自由に配慮した使い方をしてはならないということをルール化したりするとまずい。

私は逆に思想表現の自由に十分配慮したルールというのを作って、私有地と違って逆に誰にでも開放できる公の空間として安心して使えるようにしてほしい。

その際に、先に例示をしました阿波おどり同様、官民で相談したコンセプトというのは大事にされるべきです。

それは県だけではなくて、倉庫所有者の、いわばまちづくりに関する考え方も表現に関わる問題だからです。

万代中央ふ頭というのは、レストラン、カフェ等、日常的に集える空間利用や、イベントや教室などで定期的に人が集まる空間、子供や家族の遊び場、オフィスやシェアスペースとしての空間、あるいはアートやギャラリーとしての空間に当たるという話です。

それでにぎわいを作るのが目的で、ここでデモ行進してもいいとか、ピケを張ってもいいという話ではないですよ。その限りで、万代中央ふ頭用地の目的外使用を県は認めているのです。

そうすることを詳細に議論した上で、この行為の形態においてどう規制するかということ、コンセプトを守ってもらうよう、県管理上のルールを丁寧に定めていくことで、阿

波おどりと同じように思想や表現の自由に抵触せずに使っていただけるようになると思うのです。

今回、県議会の請願は、イベント主催者のメンバーから出されていますが、特定の政治的主張を実現する意図があります。

これは志田副知事がおっしゃったように、行政手続にストップを掛けるのが目的と評価されても仕方がない内容です。既に県議会も議決し、縣市協定で県と徳島市も合意していることです。

でも、それも表現の自由ですから、これを不許可の理由としてはいけないと私は思います。

しかし、阿波おどりで政治プラカードを出さないように求めても私は憲法違反とならないと申し上げましたが、これも万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会が展示会イベントの完全な禁止ではなくて、万代中央ふ頭のコンセプトを壊さないよう一定のパフォーマンスの抑制を求めることには何ら問題ないと思うのです。

したがって、例えば倉庫使用に当たって万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会側が決めたルールに沿って、主催者に一定の節度を持った対応を求め、主催者側もそれに沿った対応が取られていれば何ら問題がなかったと思うのですが、先ほど話がありましたように、申請手続はどうも分からない。県や万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会の会長はもとより、会場を提供する倉庫所有者さえ、そのイベントの内容を初めに知らせていなかった。これは覚書による現在の最低限のルールに違反すると私は思うのです。

これでは一体どんなパフォーマンスが行われるか不明ですから、それによったらエリアのイメージが損なわれるのではないかということをご心配なされたのも無理はないと思います。

県がそれを万代中央ふ頭が目指すまちづくり及び活性化につながらないと考えたのであれば、これは利用中止要請をする一定の理由になり得たと私は思うのです。

私なりに理由付けをしましたが、そこまで踏み込んだ詳しい考え方を県から答弁いただけないので、意見を一方的に申し上げております。

そもそも県民の財産を利用するに当たり、書類も出さずに使える場所はないというのを知事はおっしゃっていますけれども、これもまた一時的には中止要請する理由には少なくともなり得ます。

このあたりは、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会側と申請者側のどちらにどんな責任があったのかも時間があれば本当はきっちり聞きたいところですが、あと4分、5分しかないので、言いませんけれど。

とにかく、山西委員が午前中におっしゃったように、このようなことをきちんとルール化をすべきです。ルール化をしないからいけないのです。あるいは、そのルールを守っていなかったことにも問題があると思います。

表現の自由、思想表現の自由、良心の自由については、最も重要な権利です。しかしだからといって、どこでどんなパフォーマンスをやってもいいのではなくて、ほかの人の持っている権利も侵害しないような節度が必要です。

この際、ここだけお尋ねしておきますけれど、ルール化をするに当たっては、ほかの施設についても同じように、公の施設ごとに合理的なルールをちゃんと設けて、表現の自由

と公の福祉を両立するきっかけにすべきです。

そのようなルール作りに取り組んでいただきたいのですが、どうですか。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川議員から、ルール化についての御質問がございました。

万代中央ふ頭は、これまでに官民一体となってまちづくりを進めてきた経緯がございます。

こうした中、この度の覚書に基づく要請を行ったという事案を一つの契機と捉えまして、扶川議員の発言にもございましたように、万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会をはじめ関係者の皆様の声をしっかりと聞き、来月中旬には経緯の検証や倉庫利用に当たっての手順、手続など、万代中央ふ頭の目指すまちづくりの実現に向けて、きめ細やかなルール作りの検討に着手してまいりたいと考えております。

扶川敦議員

今回の表現の自由の問題と県立ホールについて県議会で一旦出した結論をひっくり返す政治キャンペーンは別次元の問題です。

知事は初めから同じ公の施設でも、あわぎんホール等、運用者が特別にコンセプトを定めておらず、私人が所有する建物でもない所で自由に使ってくださいという姿勢ですよね。

公平に見たら、これは表現の自由を侵害するつもりなんかさらさらないと言っているわけですね。

ところが、そうした知事や県の対応を、独裁国家の検閲や言論統制になぞらえるような表現も聞かれましたし、気に入らないから権力を振りかざしているかのように批判するのは、私は完全に公平性を欠いた見当違いの攻撃ではないかと思います。

私はそういうキャンペーンというのは、単に時計を巻き戻して新ホール建設を遅らせるだけではなくて、表現の自由を守るための誰もが納得するルールをしっかりと議論し、合意形成を進めていく前向きの進捗をむしろ妨げることになると思います。

そういうような議論をしている姿を、多くの県民は足の引っ張り合いだと感じているのではないのでしょうか。

私は今進めている藍場浜案に賛成ですし、今更これをひっくり返すような政治活動には絶対賛成しませんので、本会議最終日にもその立場で請願には不採択に賛成するつもりであります。

ルール化を進めるに当たっては、本当に思想信条の自由というのは大事にしてほしい。私が今、申し上げたように、確かに内容に踏み込む規制は駄目なのです。先ほど仁木議員がおっしゃった質問に明確に答えがなかったですが、それなら私だってあそこでパネル展やりたいです。それがいいのか。良くないと思います。

いやいや、展覧会はやってもいいんだけど、そこで例えば内容的に署名をやったり、それから反対する人の賛同を求めたり、そういうパフォーマンスをやってしまうと、これはむき出しの政治活動ですから、それはやってはいけない。

（「想像して言っているだけだろう」と言う者あり）

だから、それがやられるか。やられないかということを、事前にちゃんと報告を受けて、中身をチェックしておけば、話し合いをした上で開催できたと思うのです。

でもこの場で、展覧会をやっているのかと聞かれて、機械的に駄目だとか、いいとか言えずに今終わってしまっていますけれど、ちゃんとした維持管理上の違反にならないものであったらいいのではないかと私は思うのですが、もう一回、それだけ教えてください。

岡田理絵委員長

扶川議員、時間が来ていますので、その答えだけの確にお願いします。

村上港湾政策課長

ただいま、扶川議員から、しっかりとしたルール作りをという御意見がございました。

万代中央ふ頭におきましては、今回の要請を行ったという事案を一つの契機と捉えまして、まちづくりの実現を目指すというところで、まずは万代中央ふ頭にぎわいづくり協議会をはじめ関係者の皆様方の声をしっかりと聞いて、今後のきめ細やかなルール作りに向けて、検討に着手してまいりたいということを考えております。

岡田理絵委員長

以上で質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月18日火曜日から8月19日水曜日までの二日間の日程で、まちづくり・魅力向上対策に関する先進的な取組等を調査するため、兵庫方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、まちづくり・魅力向上対策特別委員会を閉会いたします。（15時23分）